

原 議 保 存 期 間 5 年
(令 和 13 年 3 月 31 日 ま で)

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参 考 送 付 先)

庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙人少発第30号、丙企画発第4号
丙人発第192号、丙刑企画発第62号
丙捜一発第9号

令 和 7 年 9 月 4 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長
警 察 庁 長 官 官 房 長
警 察 庁 刑 事 局 長

神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応について
の検証結果等について（通知）

神奈川県警察においては、人身安全関連事案としての相談等を受けていたにも関わらず、行方不明となった女性が、その後に御遺体として発見されるという重大な結果が発生したことを重く受け止め、本年5月9日に同県警務部長を長とする検証チームを立ち上げ、同県公安委員会の指導の下、県警察の一連の対応を検証するとともに、その結果を踏まえた今後の対策について取りまとめ、本日、報告書（別添）を公表した。

当該検証では、人身安全関連事案の対応に係る署対応体制及び本部対応体制のそれぞれにおいて、体制が形骸化し、本来発揮すべき機能が発揮できなかったといった組織的・構造的な問題点のほか、捜査の基本の不徹底、苦情等への不適切な対応があったことが明らかとなっており、本報告書は、他山の石とすべき内容を含むものとなっている。

各位にあっては、報告書の内容を各級幹部に確実に周知するとともに、報告書で挙げられている問題点を踏まえつつ、各都道府県警察におけるストーカー事案への対応状況について、本部長自らの目で改めて確認されたい。

また、本件事案を踏まえて、下記1から3の課題が抽出されたことから、警察庁において、本日、下記4の通達を発出したので、同内容を了知の上、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 人身安全関連事案への対応

(1) 実効性のある対応体制の確立

ア 対応体制において、関係部門を俯瞰する立場の者の指揮を実効性のあるものとするために、当該者の役割の明確化が必要

イ 対応体制において、生活安全部門と刑事部門の情報共有が確実に行われ

るようにするための仕組みの構築が必要

ウ 本部対処体制による警察署体制への指導等を確実に実施するため、本部対処体制において、事案の一体的・継続的な管理の徹底が必要

(2) 対処要領に関するマニュアルの整備等

ア 対処体制の要員の任務・役割等を明確化するために、情報共有・報告等に係る対処要領や留意点のマニュアル等による周知徹底が必要

イ 危険性・切迫性の評価を正確に行うために、随時見直しの徹底が必要

(3) 対処能力の向上

ア 署対処体制の幹部による的確な指揮力を確保するため、幹部職員に対する研修等の充実が必要

イ 署対処体制の要員の対処技能・向上を図るため、演習の拡充を含めた研修の充実が必要

2 捜査の基本の徹底

客観証拠の迅速な保全等を徹底するため、捜査に携わる全ての捜査員に対し、捜査の基本に係る教養の徹底が必要

3 苦情等への適切な対応

苦情申出や警察相談の制度設置の本来の趣旨に則った適切な運用について、周知徹底が必要

4 上記 1 から 3 を踏まえた通達

(1) 「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丙人少発第27号ほか）

(2) 「人身安全関連事案への対処に係る留意事項について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丁人少発第875号ほか）

(3) 「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対処の徹底について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丙人少発第28号ほか）

(4) 「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丙人少発第29号ほか）

(5) 「捜査の基本の徹底について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丁捜一発第158号ほか）

(6) 「苦情・相談の申出に対する適切な対応の徹底について（通達）」（令和 7 年 9 月 4 日付け警察庁丙人発第184号ほか）

神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書

令和7年9月
神奈川県警察

【目 次】

はじめに	1
第1 事案の経過	2
第2 人身安全関連事案の対処体制・要領等	3
1 署対処体制	3
2 本部対処体制	3
3 人身安全関連事案の対処要領	5
(1) 人身安全関連事案（行方不明事案を除く。）の対処要領	5
(2) 行方不明事案の対処要領	6
4 本部及び臨港署における指導・教養の状況	6
第3 行方不明事案認知前（R6. 6/13～R6. 12/21）の対応の検証結果	7
1 事案①（6/13～7/5）の検証結果	7
2 事案②（9/20～11/22）の検証結果	7
(1) 拙速な捜査の終結や警告・禁止命令等の機会の逸失	7
(2) 本部対処体制による継続的管理の不徹底及び事案②の結了判断における本部対処体制の関与の不存在	8
3 事案③（12/9～12/20）の検証結果	9
被害者からの電話等への不適切な初動対応	9
第4 行方不明事案認知後（R6. 12/22～R7. 4/30）の対応の検証結果	11
1 行方不明事案認知時の初動対応（12/22～12/24）の検証結果	11
(1) 署対処体制の不十分な初動対応	11
(2) 本部対処体制の不十分な初動対応	12
2 初動対応後の行方不明者発見活動（12/24～R7. 4/30）の検証結果	12
(1) 署対処体制の特異情報等の見逃しによる捜査の遅滞の継続	12
(2) 本部対処体制による臨港署への指導の不徹底・主体的関与の欠如	14
(3) 被害者の親族からの申出に対する本部広報県民課の不適切な対応	15
第5 一連の不十分・不適切な対応等を招いた組織的・構造的な問題点	17
1 署対処体制の形骸化・機能不全	17
2 本部対処体制の形骸化・機能不全	18
3 捜査の基本の不徹底	20
4 苦情申出制度の不適切な運用	20
第6 今後の対策	21
1 対処体制の強化	21
2 対処要領に関するマニュアルの整備等	21
3 対処能力の向上	22
4 捜査の基本の徹底	23
5 苦情等への対応の改善	23
おわりに	24

はじめに

神奈川県川崎臨港警察署（以下「臨港署」という。）では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）違反事件を捜査中、令和7年4月30日、女性の御遺体を発見し死体遺棄事件を認知した。同年5月3日、死体遺棄罪で被疑者を通常逮捕し、その後の捜査で、御遺体の女性がストーカー規制法違反事件の被害者であることを特定し、同年5月28日、同被疑者を同法違反で通常逮捕した。また、同年7月12日には、同被疑者を殺人罪で通常逮捕した。

神奈川県警察（以下「県警察」という。）では、令和6年6月以降、この女性やその親族から人身安全関連事案としての相談等を受けていたにもかかわらず、行方不明となった女性が、その後に御遺体として発見されるという重大な結果が発生したことを重く受け止め、神奈川県公安委員会（以下「県公委」という。）の指導の下、本年5月9日、警務部長を長とする検証チームを立ち上げ、令和6年6月13日に相談等を受けてから、令和7年4月30日に御遺体が発見されるまでの県警察の一連の対応に関する検証を開始した。

検証においては、臨港署、神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課（以下「本部人身安全対策課」という。）、神奈川県警察本部刑事部捜査第一課（以下「本部捜査第一課」という。）等の関係所属の職員や警察本部の幹部に対する聴取や各種メモを含む本事案の対応の過程で作成された書類、幹部に対する報告文書等関係資料の精査を行った。その上で、県警察の一連の対応状況について、令和6年12月22日に行方不明事案を認知する前までの対応と行方不明事案を認知した後の対応の2つの期間に分けた上で、それぞれについて事実関係を明らかにするとともに、その事実関係に基づき、人身安全関連事案の対処に関する警察庁の通達等を踏まえた対応が行われていたのかという観点から評価を行い、その背景に在る問題点を抽出した。

本報告書は、本事案に関する検証結果と、その結果を踏まえた今後の対策について取りまとめたものである。

第1 事案の経過

本事案の人身安全関連事案としての対応状況の経過の要旨は以下のとおりである。
なお、事案の経過に関し、関係職員に対する聴取や関係資料の精査等により確認された事実関係を別添1として、詳細な時系列を添付した。

【行方不明事案認知前（R6. 6/13～R6. 12/21）の対応】

（事案①（DV事案）：6/13～7/5）

令和6年6月13日 女性から「交際者とけんかして服を破られた」旨の電話（※）
令和6年7月5日 交際解消の申立てにより事態が沈静化したとして事案①を
結了

※相談者の女性は、以下「被害者」といい、交際者の男性は、以下「被疑者」という。

（事案②（DV、つきまとい等事案）：9/20～11/22）

令和6年9月20日 被害者の父親から「被害者が被疑者から殴られた」旨の電話があり、被害者から被害届を受理
令和6年10月29日 被害者から「事実と異なる説明をした」と被害届取下げ
令和6年10月31日 被害者の姉から「自宅マンション¹に誰かが侵入した、おそらく被疑者」と110番通報
令和6年11月5日 被害者の姉から「被疑者が自宅マンションの駐輪場にいた」旨の電話
令和6年11月22日 両当事者の復縁・同居の申立て等により事態が沈静化したとして事案②を結了

（事案③（被害者からの電話等）：12/9～12/20）

令和6年12月9日² 被害者から臨港署に対する9回の電話（うち少なくとも3回～20日は被疑者によるつきまとい行為に関するもの）
令和6年12月16日 被害者が来署、自転車盗の被害届を受理

【行方不明事案認知後（R6. 12/22～R7. 4/30）の対応】

令和6年12月22日 被害者の親族から「被害者が滞在する祖母宅のガラスが割られている」「被害者と20日から連絡が取れない」と110番通報
令和6年12月23日 被害者の父親から行方不明者届を受理（翌24日に「特異行方不明者」と判定）
令和6年12月26日 被疑者から電話聴取した際、同月17日までの被害者へのつきまとい等を自認
令和7年4月30日 被疑者宅をストーカー規制法違反で捜索、御遺体発見

※ 殺人等事件の捜査状況

令和7年5月3日 被疑者を死体遺棄罪で通常逮捕（同月23日に死体損壊・死体遺棄罪で起訴）
令和7年5月28日 被疑者をストーカー規制法違反で通常逮捕（6月18日に同法違反で起訴）
令和7年7月12日 被疑者を殺人罪で通常逮捕（8月1日に殺人罪で起訴）

1 被害者は当時、被害者姉宅マンションに滞在していたもの。

2 被害者は当時、被疑者との同居を解消し、被害者祖母宅に滞在していたもの。

第2 人身安全関連事案の対処体制・要領等

「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和6年5月15日付け警察庁丙人少発第32号ほか。以下「警察庁通達」という。）においては、人身安全関連事案³は、認知した段階では被害者やその親族等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から事案の終結に至るまで継続的に、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者やその親族等の安全の確保を最優先に対処することが肝要であるとされ、警察署及び警察本部において、生活安全部門と刑事部門を総合した編成による対処体制を確立し、対処要領に基づく対処を行うこととされている。

警察庁通達を踏まえ、県警察では「人身安全関連事案への対処要領について（通達）」（令和6年9月19日付け神人安発第83号。以下「県通達A」という。）を定め、警察署及び警察本部において、生活安全部門と刑事部門を総合した編成による対処体制を確立し、対処要領に基づく対処を行うこととされている。

1 署対処体制

県通達Aに基づき、警察署では、署対処体制として、署長の下に、統括責任者を副署長とするなどの体制を確立することとされている。

臨港署の署対処体制は、令和7年4月1日現在、以下の26名体制である⁴。

- 統括責任者1名（副署長）
- 対処責任者2名（生活安全課長、刑事課長）
- 対処副責任者2名（防犯担当警部補、強行犯事件担当警部補）
- 対処要員21名（生活安全課10名、刑事課4名、地域課4名、警務課3名）

なお、県通達Aに基づき、生活安全担当次長、刑事担当次長又は刑事担当次長兼生活安全担当次長（以下単に「次長」という。）が配置されている署にあっては次長を統括副責任者とする事とされているが、臨港署では次長が配置されていないため、統括副責任者はいない。

2 本部対処体制

（現行の体制）

警察庁通達に基づき編成される本部対処体制は、警察署からの報告の一元的な窓口となって事案を認知した後、事案の終結に至るまで継続的に、加害者の事件検挙、行政措置、被害者の保護措置等に関して、警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とするものである。

県警察では、本部人身安全対策課が本部対処体制を担うこととされ、令和7年4月1日現在、生活安全部理事官兼人身安全対策課長兼刑事部理事官（以下「人身安全対策課長」という。）以下97名体制である。

生活安全部門と刑事部門を総合した編成という点では、

3 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案であり、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、行方不明事案、児童虐待事案等が該当する。

4 県通達Aに基づき、体制表を作成し、本部人身安全対策課に報告することとされている。

○ 人身安全対策課長、人身安全対策課管理官（以下「管理官」という。）以下 48 名が刑事部と兼務

○ 本部人身安全対策課に刑事部門出身の管理官以下 10 名を配置
の 2 点の人事措置により、本部人身安全対策課において、生活安全部門と刑事部門を総合した編成が確保されていると整理している。

しかし、県警察では、本部対処体制の編成・役割・任務等について、明確に規定した通達等はなく、本部捜査第一課が本部対処体制に含まれるかどうかは必ずしも明確ではなかった。

また、本部捜査第一課との連携・情報共有についても、明確に規定した通達等はなく、実務上、刑事部門出身で刑事部と兼務する管理官が、事案の内容に応じて⁵、本部捜査第一課との連携・情報共有を行うこととされていた。

（本部長への報告）

人身安全関連事案のうち、社会的反響が大きい又は特に重要と認められるものについては、人身安全対策課長、生活安全部長を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告することとされている⁶。

しかしながら、本部長への報告を行うべき事案の類型が抽象的に定められているため、事案の社会的反響の大きさや重要性に係る判断は、人身安全対策課長や生活安全部長の経験則や感覚に委ねられる属人的、不安定な仕組みとなっていた。

また、行方不明事案については、本部長への報告を行うべき事案が定められていたものの、類型の整理が分かりにくいものとなっていた⁷。

実際、本事案においては、御遺体が発見された日の翌日である令和 7 年 5 月 1 日まで本部長に報告されなかった。その要因の一つとして、こうした本部長への報告に係る仕組みの問題があったと考えられる。

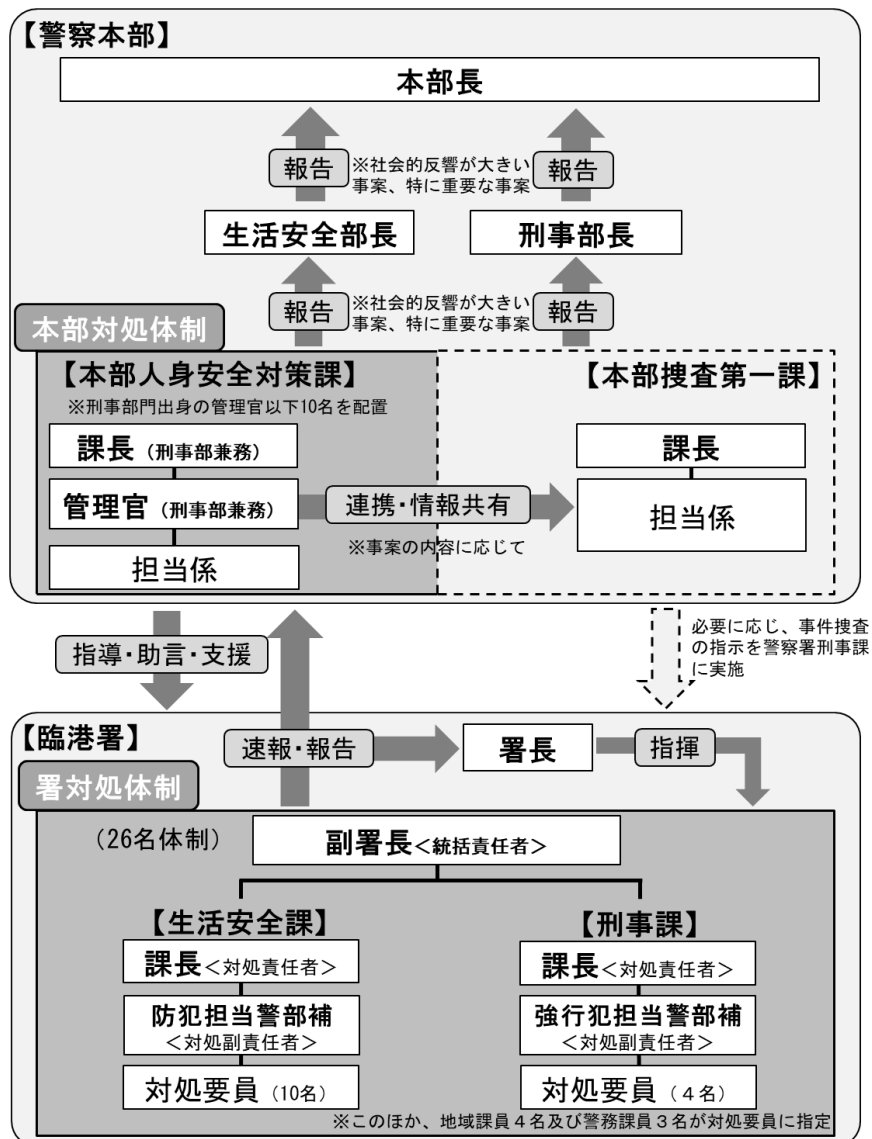
本事案における署対処体制と本部対処体制を図示すると、次の図のとおりである。

5 例えば、略取誘拐や逮捕監禁等が疑われる特異行方不明事案、傷害等の粗暴犯や押し掛けによる住居侵入事案等、迅速な事件検挙等を要すると認められる事案が想定されている。

6 神奈川県警察処務規程（昭和 44 年神奈川県警察本部訓令第 3 号。以下「処務規程」という。）第 63 条及び第 65 条

7 別添 2 の 4 ページ参照

【図：署対処体制・本部対処体制】



3 人身安全関連事案の対処要領

人身安全関連事案の対処要領について、本事案に関連するものは以下のとおりである。

なお、対処要領に関し、別添2として、その概要を添付した⁸。

(1) 人身安全関連事案（行方不明事案を除く。）の対処要領

人身安全関連事案（行方不明事案を除く。）については、県通達A、「人身安全関連事案への対処に係る留意事項について（通達）」（令和6年9月19日付け神人安発第84号。以下「県通達B」という。）及び「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対処の徹底について（通達）」（令和6年9月19日付け神人安発第85号。以下「県通達C」という。）に基づき定められた対処要領に沿って、対処することとされている。

⁸ 警察本部において、対処要領に関するマニュアル等は整備されていなかった。

(2) 行方不明事案の対処要領

行方不明事案については、「神奈川県警察行方不明者発見活動実施要綱」（平成23年例規第3号／神生総発第79号。以下「行方不明者発見活動実施要綱」という。）に基づき対処することとされている。

4 本部及び臨港署における指導・教養の状況

県通達Cに基づき、全ての職員に対し、対処体制・要領等に関する指導・教養を徹底することとされているが、以下のとおり十分とはいえないものであった。

（本部による指導・教養）

本部長、生活安全部長及び刑事部長は、令和6年4月及び10月の警察署長会議をはじめとする各種会議において、人身安全関連事案への的確な対処について指示した⁹。また、本部人身安全対策課は、年1回、警察署の生活安全課員を対象とする人身安全関連事案研修会を開催しており、臨港署生活安全課員も出席した。

また、本部人身安全対策課は、毎年1回、各警察署に対する巡回指導を実施しており、令和6年中は10月31日に臨港署に対する巡回指導を実施した。当該巡回指導は、県通達Aの趣旨や当時の県通達Aからの変更点等の指導といった表層的なものにとどまり、マニュアル等を示しながら具体的な対処要領のポイントや留意点等を指導するといった実質的・実効的な指導・教養を十分に行っていたとは認められなかった。

（臨港署における指導・教養）

臨港署長や副署長は、警察署長会議や研修において自身が本部長、生活安全部長、人身安全対策課長等から指示を受けた人身安全関連事案への対処に関する内容を各課長に回覧していたが、地域課員その他の署員に対して、人身安全関連事案の重要性や対処要領等に関する十分な指導・教養を行っていたとは認められなかった。また、臨港署の生活安全課長は、生活安全課員に対して、人身安全関連事案に関する教養資料を回覧していたが、地域課員その他の署員に対して、人身安全関連事案の重要性や対処要領等に関する十分な指導・教養を行っていたとは認められなかった。

⁹ 令和6年5月の生活安全課長会議では本部長及び生活安全部長が、同月及び11月の刑事課長会議では本部長及び刑事部長が、人身安全関連事案の的確な対処について指示した。

第3 行方不明事案認知前（R6. 6/13～R6. 12/21）の対応の検証結果

1 事案①（6/13～7/5）の検証結果

本部対処体制たる本部人身安全対策課は、初動対応の段階では、当時の県通達Aに基づく報告を臨港署から受け、一定の指導・助言を実施した。

また、臨港署が、被害者及び被疑者の双方に連絡しトラブルが生じていないことを確認し、被害者の父親等を交えた話し合いにより交際を解消した旨の申立てがあったことを踏まえ、危険性・切迫性が低下したとして署長決裁を受けて事案①を結了した判断自体には明らかな問題点は認められなかった。

2 事案②（9/20～11/22）の検証結果

(1) 拙速な捜査の終結や警告・禁止命令等の機会の逸失

ア 9月20日の電話による通報を受けた対応

（被害届取下げに至った事情等の事後的な掘り下げ等の不足）

9月20日に被害者から暴行等の被害届の提出を受けて以降、臨港署は、当初は強制捜査の実施に向けた捜査を進めていたが、犯行時の防犯カメラ映像等の客観証拠がないこと、被害者の供述と被疑者の供述が整合しないこと、被害者の供述の裏付けが取れなかったことなどから、慎重に捜査を尽くすため、任意捜査を継続することとした。その後、約40日後の10月29日に被害届の取下げを受けたことにより、事実上、暴行等の捜査は終結したが、その間、事件の送致に向けて、被害者、被害者親族及び被疑者親族からの事情聴取、被疑者の取調べ、被疑者の携帯電話のデータの確認、防犯カメラ映像の確認等の所要の捜査を継続しており、明らかな問題点は認められなかった。

また、被害届の取下げについては、署員は被害者と面接して取下げを翻意するよう説得に努めるとともに、被害届の取下げに際し、被疑者及び被害者に必要な指導を行っている。しかしながら、被害届の取下げの意思が変遷する可能性や、下記イ及びウにおいて短期間のうちにトラブルが継続している状況を踏まえれば、日を置いてから、被害者から、取下げに至った事情等を掘り下げて聴取するなど、取下げについてより慎重に扱うべきであったと認められる。

イ 10月31日の110番通報を受けた対応

（拙速な捜査の終結）

10月31日の被疑者が被害者姉宅マンションに侵入した旨の通報に対し、臨港署は、一定の捜査を行い、同マンション敷地内への侵入は確認したものの、被害者の供述する侵入経路からの同マンション室内への侵入形跡は認められず、室内への具体的な侵入の有無やその方法については不明のままであった。

他方で、被害者、被疑者及び被害者の父親の三者による話し合いにより交際解消が合意されたこともあり、事態は沈静化したと判断し、その日以降、本事案に係る捜査を行わなかった。

本事案が暴行等の被害届の取下げ（10月29日）の2日後であることを踏まえれば、同マンション室内への侵入に関し、インターホンの録画記録の確認や被疑者・被害者の供述の整合しない点を追及するための事情聴取の継続等、

必要な捜査を継続して慎重に事件性の有無を見極めるべきであった。

報告を受けた署長や副署長（以下「署長等」という。）は、本来であれば、事案の全体像を俯瞰的に掌握した上で、更なる捜査を行うよう指示すべきところ、単に事案を継続的に管理すべきという抽象的な指示を行うにとどまり、署長等による指揮が不十分であった。

ウ 11月5日の電話による通報を受けた対応 （警告・禁止命令等の機会の逸失）

11月5日の被疑者が被害者姉宅マンションの駐輪場にいたとの通報に対し、臨港署は、確認の結果、被疑者が被害者につきまといていたことを自認したため、口頭指導するとともに、より強力な措置であるストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の措置の検討を開始した。

しかしながら、被害者の意向確認や手続を速やかに行えなかった上、11月10日から同月19日まで被害者が一時所在不明となる事案¹⁰が発生したため、警告・禁止命令等の措置を講じる機会を逸した。

(2) 本部対処体制による継続的管理の不徹底及び事案②の結了判断における本部対処体制の関与の不存在

（本部対処体制による継続的管理の不徹底）

本部対処体制たる本部人身安全対策課は、初動対応の段階では、臨港署からの報告を受け、一定の指導・助言を実施したものの、初動対応後の対応を能動的・継続的に確認することはなく、事案②の継続的管理は十分になされていなかった。

（事案②の結了判断における本部対処体制の関与の不存在）

臨港署は、11月22日、これまで交際の解消と復縁の申立てが繰り返しなされるなど、短期間で事情が二転三転した経緯はあったものの、被疑者及び被害者からの復縁の申立てがあったことや被害者の父親から特段の対応の要望がなかったことを踏まえ、被害者及び被疑者に関するトラブル事案は一旦収束・解決したと評価・判断し、署長決裁を受けて、事案②を結了した。

この点、継続的に対処している事案については、事案結了の適否の判断が難しいことから、県通達Aでは、本部対処体制の指導・助言を受け、多角的にチェックすることとされているところ、事案②の結了判断に際しては、本部対処体制の指導・助言を受けず、臨港署のみでその適否を判断した。これにより、本来であれば、結了とせず事案の管理を継続すべき、又は、結了としたとしても新たな相談等があれば躊躇なく組織的な対処を再開すべきといった指導・助言を受けることができた可能性があったが、そうした機会が得られなかった。

このため、署長以下署内に、被害者及び被疑者に関するトラブル事案は一旦収束・解決したという先入観が形成され、事案③において、被害者からの電話による相談を受けて組織的な初動対応がなされなかったという不適切な対応に繋がったと考えられる。

¹⁰ 11月22日に、被害者は同月10日から被疑者と復縁・同居していた旨、申し立てた。

3 事案③（12/9～12/20）の検証結果

被害者からの電話¹¹等への不適切な初動対応

（人身安全関連事案としての速報の懈怠）

12月9日及び12日の被害者からの電話に対応した当直中の警察官2名は、危険性・切迫性を過小評価し、新たに人身安全関連事案として認知するには至らず、署長及び本部人身安全対策課への速報を行わなかった。

なお、12月9日に応対した警察官は、翌朝、対処副責任者である上司に対し、被害者からの電話について報告したものの、その際も当該上司より人身安全関連事案として認知することについて特段の指示はなかった。

（記録化の懈怠）

12月9日、10日及び12日の被害者からの電話に対応した当直中の警察官3名は、被害者からの電話の内容について、また、被害者からの通報に基づく対応について記録化¹²を行わなかった。

（被害者との面接による積極的な事実確認等の懈怠）

12月9日及び12日の被害者からの電話に対応した当直中の警察官2名は、電話対応にとどまり、被害者が所在する場所に赴くなどして被害者と面接して事情聴取するなど、積極的な事実確認を行うほか¹³、被疑者の事情聴取や口頭指導等を行うべきだった¹⁴が、これらを行わなかった。

（自転車盗の届出への緩慢な対応）

12月16日及び19日、被害者から自転車盗の被害届の提出を受けた地域警察官は、被害者が、元交際者である被疑者が犯人であり、捕まえてほしい旨を申し立てていたにもかかわらず、人身安全関連事案に関連する事案であるとの認識に至らず、被疑者の人定事項を聴取しなかった上、生活安全課には情報共有しなかった。

また、自転車盗の被害届は、署長等まで報告がなされたが、署長は、被害者による届出とは認識したものの¹⁵、人身安全関連事案に関連する事案と認識するには至らず、生活安全課に共有するよう指示するなどの特段の指揮は行わなかった。

11 12月9日から同月20日まで、被害者から臨港署に対し、計9回の電話があった。うち12月9日の2回の電話、同月12日の1回の電話については、いずれも被疑者によるつきまとい行為について相談する電話であり、同月10日の1回の電話については、被害者による被疑者への接触について相談する電話であった。いずれも当直中の警察官が対応した。

なお、これらの電話については、令和7年4月3日、被害者の親族らが臨港署に対して、被害者が臨港署に9回電話を架けた通話履歴を提示したことによって判明したものである。

12 人身安全関連事案については、県通達A及びBに基づき記録化することとされており、かつ、警察相談に該当するものについては、警察相談受理票により記録し（神奈川県警察相談取扱規程（平成13年神奈川県警察本部訓令第14号。以下「相談取扱規程」という。）第16条第1項）、警察署通報事案（加入電話等を通じ、警察署通信室に通報される事案で警察措置を要するもの）の措置結果については、警察署通報事案受理票により記録することとされている（通信指令業務運営要領（平成元年例規第41号。以下「運営要領」という。）第9条第4項）。

13 県通達Bでは、被害者の中には、事態の危険性・切迫性を正しく認識していなかったり、加害者に対する警戒心が十分でなかったりする者がいることから、より一層の危機意識の醸成を図ることとされている。

14 県通達Cでは、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれがある事案については、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこととされている。

15 被害届には「被疑者が盗んだと思われる」旨の記載はなかった。

(まとめ)

事案③の対処においては、つきまとい行為というストーカー規制法違反等が疑われる被疑者の行為に関する被害者からの度重なる電話相談等に対し、担当した警察官全員が危険性・切迫性を過小評価し、人身安全関連事案として認知することすらできず、速報や記録化等の基本的な対処を欠いた結果、それらも含め本来なされるべき人身安全関連事案としての組織的な初動対応がなされなかったという不適切な対応が認められた。その要因の一つとして、事案②が終了となっており、臨港署全体に被害者及び被疑者に関するトラブル事案は一旦収束・解決したという先入観が形成されていたことが考えられる。

仮に電話相談等に対し、ストーカー事案と認知して被疑者や被害者に接触を図るなどの組織的な初動対応がなされていれば、警告・禁止命令等の措置や被害者の安全を確保する措置を講じることができた可能性があった。

第4 行方不明事案認知後（R6.12/22～R7.4/30）の対応の検証結果

1 行方不明事案認知時の初動対応¹⁶（12/22～12/24）の検証結果

(1) 署対処体制の不十分な初動対応

（被害者祖母宅の窓ガラス損壊事案の捜査懈怠・報告の不徹底）

12月22日、110番通報により被害者祖母宅に臨場した臨港署員は、同所における窓ガラス損壊事案と被害者の行方不明事案を認知したが、祖母からの申立てを踏まえ、被害者の所在確認を行ったものの、窓ガラス損壊に関し、当然に行うべき鑑識活動としての写真撮影や指紋採取等を行わなかった。

また、当該署員は、目視による現場確認のみで、「窓が内側から外側に割れている可能性がある」「（被害者は）自分でいなくなった可能性がある」などと、事件性が低いと拙速に判断し、祖母にもその旨不適切な説明をするなど、現場での初動捜査は、捜査の基本を欠いた不十分・不適切なものであった。

現場に臨場した署員から報告を受けた当直主任は、写真等により具体的に現場の状況の確認を行うことなく、当該署員の報告を追認し、刑事課長及び署長等に報告しなかった。そのため、署長等の指揮により、事件性を見据えて捜査を開始するなど、対応を是正する機会が失われた。また、当直主任らは、本部人身安全対策課や本部捜査第一課に対しても、上記初動捜査に基づく不十分な報告を行った。

（行方不明事案に対する不十分な初動対応）

被害者の行方不明事案についても、初動対応を行った臨港署員は、過去の事案¹⁷と同様に、被害者が被疑者宅に居る可能性があると考え、12月22日及び23日の2回にわたって被疑者宅に赴き、被疑者同意の下で被疑者宅を確認したものの、任意の発見活動には限界があったため、被疑者宅の一部の確認にとどまった。結果として、被害者の発見に至らなかったが、その時点で、被害者の行方不明事案に係る危険性・切迫性の評価を見直さず、その後、12月23日、被害者の父親が臨港署において行方不明者届を提出する際、被疑者が被害者に対して「許さない」旨のメッセージ¹⁸を送っていたこと等を説明したものの、当該説明内容が署長等に十分に報告されなかったため、行方不明者届受理の報告を受けた署長等の幹部は、被害者が祖母に送信した買い物に行く旨のメッセージ等を踏まえ、自分の意思でいなくなった可能性が高いことを勘案し、「特異行方不明者」とは判定しなかった。

翌24日に本部人身安全対策課の指導を受けて、「特異行方不明者（事故遭遇）」と判定したものの、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがあるとの認識に至らず、一般的な発見活動からレベルを上げて、積極的な捜査・発見活動を行う態勢が取られることはなかった。

16 12月22日に行方不明事案を認知し、同月23日に行方不明者届を受理し、同月24日に特異行方不明者と判定するまでを「行方不明事案認知時の初動対応」とすることとした。

17 11月10日に被害者が一時的に行方不明となったが、同月22日に、被害者が臨港署員に対し、「実は10日から被疑者と一緒に居て、14日に警察官が被疑者宅に確認に来た際は、2階の押し入れの中に隠れていた」旨を申し立てた事案。

18 「あいつと付き合うなんて、絶対に許さない」旨のメッセージ

(2) 本部対処体制の不十分な初動対応

(本部対処体制による臨港署への指導の不徹底及び本部捜査第一課との連携不全)

12月22日の行方不明事案等の認知時、本部人身安全対策課員は、積極的に事実確認することなく、その報告を追認し、臨港署に対して特段の指導を行わず、人身安全対策課長に報告しなかった。

12月23日には、臨港署から、行方不明者届を受理する旨の報告が本部人身安全対策課になされ、12月24日には、本部人身安全対策課から臨港署に対し、「特異行方不明者」と判定するよう指導・助言は行ったが、当該指導・助言を踏まえて臨港署がどのような対応を行ったのかを能動的・継続的に確認することはなかった。また、臨港署が「特異行方不明者」に判定したものの、その事実に関する報告は人身安全対策課長までにとどまり、本来は、専決権限を有する生活安全部長まで報告すべきところ¹⁹、報告がなされなかった。

12月22日から同月24日までの間、行方不明事案等について、本部人身安全対策課から本部捜査第一課への情報共有や、本部捜査第一課から本部人身安全対策課への問合せは行われておらず、両課が連携した形跡は認められなかった。

(本部捜査第一課による臨港署への指導の不徹底)

12月22日の窓ガラス損壊事案等の認知時、本部捜査第一課が臨港署刑事課から受けた状況報告は不十分なものであった。しかしながら、報告を受けた課員は積極的に臨港署刑事課に事実確認することなく、その報告を追認し、特段の指導・助言を行わず、報告を受けた課員は、刑事部理事官兼捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）に報告しなかった。

2 初動対応後の行方不明者発見活動²⁰（12/24～R7.4/30）の検証結果

(1) 署対処体制の特異情報等の見逃しによる捜査の遅滞の継続

(特異情報を踏まえた再考の機会を逸したことによる捜査の遅滞の継続)

臨港署は、「特異行方不明者」と判定して以降、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれをうかがわせる、少なくとも次に掲げる事実・情報を把握したにもかかわらず、署対処体制として、危険性・切迫性の評価や事件性の判断を見直し、対処方針を修正して、一般的な発見活動からレベルを上げて、そのようなおそれを念頭に置いた捜査を開始する態勢に切り替える機会を逸し続け、その間、一般的な発見活動を継続・強化²¹したにとどまった。

その要因には、これまでの事案²²の初動捜査の不徹底に加え、ストーカー規制

19 神奈川県警察事務決裁規程（昭和53年神奈川県警察本部訓令第6号。以下「決裁規程」という。）第11条に基づき、特異行方不明者の手配及び保護に関する事務は生活安全部長が専決（本部長の権限に属する事務を、常時本部長に代わって決裁することをいう。以下同じ。）することとされている。

20 12月24日に特異行方不明者と判定して以降、令和7年4月30日に御遺体が発見されるまでを「初動対応後の行方不明者発見活動」とすることとした。

21 行方不明者届受理後、各種照会、防犯カメラ映像の確認等を実施していたが、13頁記載の特異情報を把握して以降、被疑者宅の裏の空き家を確認したほか、被害者と交友関係があると思われる者を積極的に探索・発見して聴取するなどした。

22 被害者姉宅マンション敷地侵入事案（R6.10/31認知）、被害者祖母宅の窓ガラス損壊事案（R6.12/22認知）

法違反等の捜査に係る知識・理解不足²³もあったとみられる。

以下の事実・情報（以下「特異情報」という。）を踏まえれば、本来であれば、12月26日には、被疑者のつきまとい行為に対する一定の確認がとれたとして、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれを認識し、被疑者に対するストーカー規制法違反等での強制捜査を見据えた捜査を開始すべきであった。

- ① 12月24日までに、被疑者が、被害者の自宅周辺等をうろついていたこと、被害者に対して「許さない」旨のメッセージを送信したことなどについて被害者の親族から情報提供があり²⁴、同月26日にこれらの事実の一部²⁵を被疑者が自認したこと
- ② 被害者の携帯電話の電源が切断されたままの状態が継続したこと
- ③ 令和7年1月7日、被疑者の自殺企図事案を認知したこと
- ④ 1月10日、被害者の友人から、他人が被害者になりすましてメッセージを送信しているのではないかとの情報提供がなされたこと
- ⑤ 1月10日、被疑者がSNS履歴等のデータを消去していることが判明したこと
- ⑥ 1月14日、被疑者の親族から、被疑者の不審な言動や被害者殺害の可能性について情報提供がなされたこと
- ⑦ 1月17日、被害者が参加意向を示していた1月13日の成人式後の同窓会に欠席した事実が判明したこと
- ⑧ 1月21日、被害者の父親から、被害者の友人に被害者から「12月20日に被疑者がうろついているのを見つけた」旨のメールが届いたことなどについて情報提供がなされたこと
- ⑨ 2月19日、被害者の父親から、12月20日に被害者が被疑者を目撃した状況を撮影した写真を被害者の親族から入手した旨の情報提供がなされ、関係資料の提示を受けたこと

また、特異情報について、臨港署生活安全課から刑事課に一定の情報共有はなされていたものの、署対処体制下における両課の情報の集約・共有や共同・連携した捜査方針の検討が不十分であり、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがあることを念頭に置いた捜査の開始には至らなかった。

なお、署長等の幹部は、特異情報の報告を受けていたものの、積極的な事実

23 被害者不在の状況でどのように被疑者のストーカー行為を立証するのかについての知識・理解の不足

24 臨港署に対し、12月23日に被害者の父親から、

- 被疑者が以前から被害者の自宅周辺をうろついていること
 - 被疑者が被害者に対し「許さない」旨のメッセージを送信していたこと
- について、12月24日に被害者の親族から、
- 12月16日及び17日に被疑者が被害者祖母宅の近くにいた点について、注意をしたこと
 - 12月20日に被疑者が被害者の勤務先周辺をうろついていたこと
- について情報提供があった。

25 12月12日から同月17日までの間に被害者の自宅周辺等をうろついたり被害者に対し「許さない」旨のメッセージを送信したことは認めたが、同月17日に被害者の親族に注意されて以降はうろついていないと申し立てた。

確認や指摘を行わず、本来ならば、生活安全課と刑事課が共同・連携して対処するよう指示すべきところ、こうした指示を行わず、指揮が不十分であった。

（被害者の親族からの要望等を踏まえた再考の機会を逸したことによる捜査の遅滞の継続）

臨港署は、特異情報に加え、被害者の親族から、1月上旬から中旬にかけて、少なくとも以下の要望や申出が寄せられたにもかかわらず、危険性・切迫性の評価や事件性の判断を見直して、対処方針を修正する機会を逸し続けた。

- ① 1月7日、臨港署に対し、被害者の祖母から、被害者祖母宅の窓ガラス損壊事案（R6.12/22 認知）に係る被害届提出の要望がなされたこと
- ② 1月9日、神奈川県警察本部総務部広報県民課（以下「本部広報県民課」という。）に対し、被害者の父親から、行方不明事案について「臨港署が被害者の行方不明について動いてくれない。被害者は殺されているかもしれない。臨港署に早く動いてほしい。」旨の申出がなされ、当該申出は本部人身安全対策課、本部捜査第一課及び臨港署に回付されたこと
- ③ 1月9日、臨港署に対し、被害者の父親から、被害者姉宅マンション敷地への侵入事案（R6.10/31 認知）に係る被害届提出の要望がなされたこと
- ④ 1月11日、警視庁に対し、被害者の父親から、行方不明事案について「被疑者に被害者が連れ去られたのではないかと思い、地元署に何度も相談したが、生活安全課に回された。何か良いアドバイスはないか。」旨の申出がなされ、当該申出は警視庁本部から神奈川県警察本部に連絡²⁶がなされ、本部を通じて臨港署に連絡がなされたこと
- ⑤ 1月15日、本部広報県民課に対し、被害者の父親から、行方不明事案について「臨港署の対応に不満がある。事件性がないと言って対応してくれない。生活安全課ではなく刑事課に動いてほしい。」旨の申出がなされ、当該申出は本部人身安全対策課、本部捜査第一課及び臨港署に回付されたこと

なお、署長等の幹部は、臨港署に伝えられた上記の要望等の報告を受けていたものの、積極的な事実確認や指摘を行わず、指揮が不十分であった。

（2）本部対処体制による臨港署への指導の不徹底・主体的関与の欠如

（本部対処体制による臨港署への指導の不徹底・主体的関与の欠如及び本部捜査第一課との連携不全）

本部人身安全対策課は、12月24日以降も、臨港署から特異情報等の一部の報告を受けていたほか、本部広報県民課からの申出の回付や警視庁からの情報提供によって、こうした特異情報等の一部を把握し、被害者の父親等による臨港署の対応への不満を認識していたにもかかわらず、臨港署に対して積極的・

26 警視庁生活安全部人身安全対策課から本部人身安全対策課に、警視庁刑事部捜査第一課から本部捜査第一課に連絡がなされた。

能動的な事実確認を行うことなく、臨港署からの報告を追認し、臨港署生活安全課に対するストーカー規制法違反等の積極的な捜査についての指導や、必要性を見極めた上で、現場支援要員を派遣するなどの支援を行わなかった。

また、12月24日以降、行方不明事案等について、本部人身安全対策課から本部捜査第一課への情報共有や、本部捜査第一課から本部人身安全対策課への問合せは行われなかった。

なお、警視庁からの情報提供は生活安全部長にも報告がなされたが、特に指示はなされなかった。

（本部捜査第一課による臨港署への指導の不徹底・主体的関与の欠如）

本部捜査第一課は、本部広報県民課からの申出の回付や警視庁からの情報提供によって、特異情報等の一部を把握し、被害者の行方不明事案について、被害者の父親等が事件捜査として対応することを強く求めていることを認識していたにもかかわらず、臨港署刑事課に対して積極的・能動的な事実確認を行うことなく、臨港署の報告を追認し、同署刑事課に対し、積極的な捜査について指導しなかった。

また、本部捜査第一課として、当該行方不明事案に対する当事者意識が欠如しており、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがあることを視野に入れた捜査員の派遣等の主体的・積極的な対応を行わなかった。

なお、本部広報県民課からの申出の回付や警視庁からの情報提供については、いずれも、捜査第一課長や刑事部長に報告がなされなかった。

〔3〕被害者の親族からの申出に対する本部広報県民課の不適切な対応

被害者の親族から本部広報県民課に対し、1月9日に「臨港署が動いてくれない」旨、15日に「臨港署の対応に不満がある。生活安全課ではなく刑事課に動いてほしい」旨の計2件の申出が行われた。

これらの申出につき、本部広報県民課は、「苦情」の定義である「警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服」等に該当するとして、警察宛での「苦情」として受理し、本部長に対する受理の報告及び県公委に対する結果の報告を行うべきであった²⁷。

しかしながら、本部広報県民課においては、苦情に関する「なすべきことをしなかった」との点の該当性判断に際し、「何らかの警察活動を行っていればこれに該当しない」と解釈し、そのような場合には「苦情」には当たらず、「要望・意見等」とする運用としていた。

このため、当該2件の申出について、本部広報県民課は、臨港署が一定の行方不明者発見活動を講じていたとして、「苦情」に該当しないと判断し、「要望・意見等」として受理した。その結果、「苦情」として受理されていれば、本来行われたはずの、本部長への受理の報告も行われず、また県公委に対する

27 神奈川県警察職員の職務執行についての苦情取扱要綱（平成13年例規第42号）

結果の報告も行われなかった。

また、「要望・意見等」として受理したとしても、本部広報県民課が当該申出を「特異重要な警察相談その他社会的反響が大きいと認められる警察相談（以下「特異重要なもの等」という。）」と判断すれば主管部長を経由して本部長に報告することとされていた²⁸が、そのような判断には至らなかった。このため、当該2件の申出について、本部広報県民課から本部長に報告が行われなかった。

28 相談取扱規程

第5 一連の不十分・不適切な対応等を招いた組織的・構造的な問題点

前記第3及び第4の検証の結果、本事案における一連の対応に不十分・不適切な点が認められたが、その背景には、組織的・構造的な問題点として、人身安全関連事案の対応に係る署対応体制及び本部対応体制のそれぞれについて、体制が形骸化し、本来発揮すべき機能が発揮できなかったといった問題点があったと認められた。また、初動捜査を含めた捜査の基本が徹底されなかったほか、苦情申出制度が不適切に運用されていたという問題点が認められた。

以下では、これらの問題点について述べる。

1 署対応体制の形骸化・機能不全

以下の要因が複合的に作用した結果、署長をトップとし、生活安全課員及び刑事課員を中心とした挙署一体の署対応体制が形骸化し、人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するための本来の機能が発揮できなかったと考えられる。

(1) 署対応体制における対応要員の任務・役割に関する自覚・理解が不足していたこと

県通達Aに基づき、臨港署において、署対応体制の統括責任者や対応要員を定め、体制表を作成していたものの、対応要員の任務・役割に関する自覚・理解が不足し、指導・教養も十分に実施されていなかった²⁹。

このため、とりわけ生活安全課に所属する対応要員以外の対応要員には、そもそも自らが対応要員に指定されたことの自覚が希薄であった。

(2) 生活安全課と刑事課の情報共有の方法や連携の取り方が不明確であったこと

署においては、生活安全課員及び刑事課員を中心とした挙署一体の体制の確立が県通達Aで求められているが、署対応体制における生活安全課と刑事課との間の情報共有の方法や連携の取り方が不明確なため、両課員の感覚・判断に委ねられる属人的・不安定な体制となっていた。

実際、本事案では、特異情報等の一部について、生活安全課から刑事課に対して情報共有がなされていたものの、必要十分な情報が両課で共有されなかったことに加え、特異情報等を踏まえ、対応方針について両課で共同・連携して十分に検討を行うこともなかった。

(3) 夜間等の当直時間帯や署対応体制以外の署員が把握した関連情報の集約・共有に係る手続・要領が未整備であったこと

夜間等の当直時間帯に相談等を受理した場合や署対応体制の対応要員以外の署員が相談等を受理した場合においては、県通達Aに基づき、こうした相談等は署長及び人身安全対策課長に速報すべきこととされている。

しかしながら、そのような場合に必要な情報を署対応体制に集約・共有するための具体的手続が県通達Aでは定められておらず、また、具体的な対応要領を定めたマニュアル等も県警察では作成していなかったことから、臨港署では、

29 県通達Aでは、責任者や対応要員の役職・課、階級、氏名及び卓上の電話番号のみを記載した警察署人身安全関連事案対応体制表を作成し、本部人身安全対策課に報告することとされている。

全署員に対する指導・教養も十分に実施されていなかった。

このため、特に事案③において、当直員が相談等を把握しながら署長及び本部人身安全対策課に速報しなかったこと、地域警察官が被害者から自転車盗の被害届を受理した際に交際を巡るトラブルに関する情報を生活安全課に共有しなかったことに表れているように、署対処体制の対処要員以外の署員が把握した相談等が迅速・的確に署対処体制に集約・共有されず、迅速・的確な事案の認知や対処に間隙や不備が生じていたと認められる。

(4) 署長等の実質的な指揮が不十分であったこと

本事案の対処において、署長等が報告を受けた際に、事案を継続的に管理すべきといった抽象的な指示は行っていたものの、行政措置の検討や事件化を見据えた捜査に関し具体的に指示した状況は認められなかった。

特に、行方不明事案認知後において、署長等が、行方不明者が犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがあることを念頭に置いた必要な捜査・発見活動を開始する態勢を取るよう指示した状況は認められなかった。

また、行方不明事案認知後において、生活安全課と刑事課の情報共有や連携が滞っていたが、こうした局面では、署長等が、俯瞰的な立場から両課に対し、積極的に指示を行い、挙署一体となった対処を主導すべきであったが、そのような指揮を執った状況は認められなかった。

署長等は、事態の全体像を俯瞰的に掌握した上で危険性・切迫性を適切に評価し、時には部下の評価や判断を是正するなどして、適切な対処方針を指揮すべきであるにもかかわらず、自ら積極的に状況を確認して対処上の問題点を把握し、対処方針の可否を検討することをしていなかったと認められ、署長等の実質的な指揮が不十分であった。

(5) 指導・教養等の不徹底に起因する緊張感の欠如

人身安全関連事案の重要性や対処要領等に関する指導・教養について、署長等は、関連資料を各課長に回覧させるにとどまり、署内の会議等において署員に対し積極的に指導・教養を行っていた状況は認められなかった。

このことは、特に事案③の対応や行方不明事案認知後の対応に表れていたように、そもそも署全体において、人身安全関連事案の対処に関する緊張感に欠け、相談等や特異情報等への感度が低かった要因の一つであると考えられる。

2 本部対処体制の形骸化・機能不全

以下の要因が複合的に作用した結果、本部対処体制が形骸化し、事案の認知から結了まで、署に対して積極的かつ継続的に指導・助言し、事態に応じて機動的・主体的・積極的に署の対処に関与するという本来の機能が発揮できなかったと考えられる。

(1) 任務・役割が不明確であり、本部対処体制の指導・助言機能に対する理解が不足していたこと

警察庁通達上は、本部対処体制が、署の対処方針を必要に応じて是正するなど積極的、機動的に署の対処に関与するため、署から適時適切に報告を受ける

とともに、積極的かつ継続的に指導・助言を行うこととされている。

それにもかかわらず、行方不明事案認知までは、事案を認知した署から報告を受けた場合に指導・助言を行うにとどまり、当該指導・助言が署の対処にどのように反映されたのかなどを事後に確認することもほとんど行われず、本部人身安全対策課が、署に対して積極的かつ継続的に指導・助言することができていなかった。

行方不明事案認知後も同様に、特異情報や被害者からの要望等のほとんどを把握していたにもかかわらず、臨港署に能動的・積極的に事実確認することなく、犯罪被害を見据えた捜査・発見活動を行うよう積極的に指導・助言することができていなかった。

これは、そもそも県通達Aが主に署対処体制の任務・役割を規定するのみで、本部対処体制の任務・役割に関する規定が不十分・不明確であり、このため、本部人身安全対策課内において、本部対処体制の指導・助言機能に対する理解が不足していたことも要因の一つであると考えられる。

(2) 事案の結了判断の際の本部対処体制の関与が不十分であったこと

県通達A上は、事案結了の判断において、一定の要件³⁰に該当するものは、本部人身安全対策課の指導・助言を受けた上で、結了の適否を判断することとされているが³¹、当該要件に明らかに該当すると署長が判断した場合は、本部人身安全対策課の指導・助言を受けずに署長の判断のみで事案結了の判断を行うことができる運用となっていた。

こうした運用が常態化していたため、事案②においては、本部対処体制の指導・助言を受けることなく署長の判断のみで結了とされ、本部対処体制がより客観的・俯瞰的な視点から署長の判断の適否を検討することができず、署長の結了判断に際し、本部対処体制が是正等をする機会が失われた。

(3) 本部対処体制における生活安全部門と刑事部門を総合した編成が不十分・不明確であったこと

県警察では、本部人身安全対策課から本部捜査第一課への情報共有の方法やタイミング、両課の具体的な連携の取り方が、人身安全対策課長や管理官等の感覚・判断に委ねられる属人的・不安定な体制となっていた。実際、本事案では、本部人身安全対策課から本部捜査第一課に対して情報共有が一切なされず、そのため、連携して対応することもなかった。

また、本部対処体制に本部捜査第一課が編入されているかどうか不明確であったため、本部捜査第一課員の人身安全関連事案に対する当事者意識が希薄であったとみられる。実際、本事案では、本部捜査第一課としても特異情報等の一部や被害者の父親等からの要望等を把握したにもかかわらず、同課として、署に対し積極的・能動的に事実確認したり、積極的な捜査を指導したりするこ

30 ①一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案、②危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者やその親族等が継続的な対処を求めている事案のいずれかに該当するもの

31 県通達Aは令和6年9月19日に発出されたものであり、事案①当時の県通達Aにおいては、結了判断に係る本部人身安全対策課の関与につき特段の記載がなく、署長の判断のみで結了ができる仕組み・運用となっていたため、事案①については、署長のみの判断で結了したことに問題はない。

とはなかった。

(4) 本部対処体制における生活安全部門と刑事部門を俯瞰する立場の者による指揮が存在しなかったこと

本部対処体制のトップである人身安全対策課長は、刑事部理事官を兼務していたものの、本事案においては、人身安全対策課長が本部捜査第一課に対して指示した形跡は認められなかった。

また、本部において、生活安全部門と刑事部門を俯瞰する立場で指揮することができるのは本部長であったが、本事案では、本部長への報告を行うべき事案の類型が抽象的に定められていたほか、分かりにくいといった問題もあり、被害者の御遺体発見まで本部長に報告がなされなかった。

その結果、本事案では、本部長が司令塔となって、両部門の連携や本部の主體的・積極的な関与を指揮する機会が存在しなかった。

3 捜査の基本の不徹底

臨港署においては、被害者祖母宅の窓ガラス損壊事案に際し、臨場した署員が、現場の状況判断を誤ったことなどにより、本来であれば当然に行われるべき鑑識活動等の初動捜査を行わず、関係者に対し拙速な判断に基づく不適切な説明を行った。また、臨場した署員から報告を受けた当直主任もこうした現場の誤った状況判断を追認し、不十分・不適切な対応を是正しなかった。こうした初動捜査の不徹底は、被害者姉宅マンション敷地侵入事案においても認められた。

署員らには、犯罪現場において鑑識活動を実施し必要な証拠保全等を行うといった初動捜査を含めた捜査の基本が徹底されていなかったものと認められ、こうした不十分・不適切な対応が、窓ガラス損壊事案等の真相解明を困難にし、上記1及び2とあいまって、その後の捜査が遅滞する一因となった点を重く捉える必要がある。

4 苦情申出制度の不適切な運用

本部広報県民課においては「苦情」の該当性について、警察庁の解釈運用基準と比して狭きに失した解釈を行うという不適切な運用が行われていた。このため、被害者の父親から寄せられた2件の申出について、本来行われるべきであった県公委及び本部長に対する報告がなされなかった。

また、本部広報県民課が「要望・意見等」として受理した後、特異重要なもの等として本部長に報告されることもなかった。

これらにより、本部長、さらには県公委に対し報告を行い、組織的に対応方策を検討し、必要な指示を受け、方向性を是正し得る機会が失われたことは事実であり、不十分な対応であったといえる。

第6 今後の対策

本事案の検証により、県警察における一連の対応に不適切な点が認められ、その背景にある組織的・構造的な問題点として、署対処体制及び本部対処体制の形骸化・機能不全等があったと認められた。

このような認識の下、警察庁通達を踏まえ、人身安全関連事案における被害者やその親族等の安全確保を最優先とした対処を徹底するため、以下の対策を進めていく必要がある。

1 対処体制の強化

(1) 本部対処体制の強化

ア 司令塔を担う参事官級ポストの設置及び本部長に必要な報告が確実になされる仕組みの構築

本部人身安全対策課と本部捜査第一課等の情報共有や連携に間隙を生じさせないようにするため、関係課を統括する司令塔の役割を担う参事官級ポストを設置する。

あわせて、ストーカー事案等関係者の行方不明事案であって、重大犯罪に巻き込まれている可能性を払拭できない事案等を類型化するなど、司令塔の下、確実に本部長報告がなされる仕組みを構築する。

イ 本部捜査第一課の役割の明確化及び同課における指導専従体制の構築

県の通達上、本部対処体制についての明確な規定がなく、本部捜査第一課員の人身安全関連事案に対する当事者意識も希薄であったことから、通達等で本部対処体制における本部捜査第一課の役割を明確にするとともに、同課に人身安全関連事案指導専従体制を構築する。

ウ 本部人身安全対策課における事案管理体制の構築

本部対処体制による事案の継続的な管理を徹底するため、本部人身安全対策課に事案の管理を専門とする係を創設する。

(2) 署対処体制の強化

県内全署の署対処体制を早急に点検し、署の規模に応じて人身安全関連事案に適切に対処できる体制を構築する（署対処体制における一元的な指揮を実効性のあるものとするため、統括副責任者として生活安全課と刑事課を統括する次長の配置対象となる警察署を拡大し、体制を強化する。）。

2 対処要領に関するマニュアルの整備等

(1) 本部対処体制と署対処体制が連携した継続的な事案管理の徹底

県通達上、本部対処体制による警察署への指導・助言・支援に関する任務が不明確であったことから、本部対処体制が署対処体制と連携し、事案の認知から結了に至るまで継続的に事案を管理する任務を明記するとともに、相談結了の判断を含め、適切に管理が行われるよう手続を明確化する。

(2) 本部・署対処体制内における情報共有等の連携要領の明確化

本事案を受けて、本年6月27日より、

- 逮捕事案
- 過去に人身安全関連事案として取り扱った当事者同士が再び人身安全関連事案の当事者として取り扱われた事案
- 相談者が被害申告等をすれば逮捕事案となるが、相談者の意向により事件化に至っていない事案
- ストーカー規制法等での事件化や禁止命令等、警告が可能な事案

については、本部人身安全対策課から本部捜査第一課へ情報共有を行う取組を試行的に開始したところ、今後、本部対処体制及び署対処体制において生活安全部門と刑事部門等の関係部門間における迅速的確な情報集約・共有が確実に行われるよう、定期的な会議の開催など、具体的な要領等を定める。

(3) 署対処体制における対処要員として指定を受けた職員向けのマニュアルの整備とその後の教養の徹底

署対処体制（当直体制を含む。）においては、各対処要員にその自覚や対応要領の理解が希薄であったことから、実効的な対処を可能とする実質的な体制を確立するため、マニュアル等を整備の上、ケーススタディ等実践的な教養を充実させるなど教養を徹底し、その役割を明確化する。

(4) 対処要員以外の職員が人身安全関連事案に係る相談等を受けた場合の署対処体制への報告を徹底するための執務資料による教養の徹底

人身安全関連事案に係る相談等については、夜間等の当直体制時や交番等において受理する場合も少なくないところ、対処要員以外の職員が相談等を受けた場合は、署対処体制に直ちに連絡して、その指揮を受けるという運用を徹底するため、人身安全関連事案を取り扱う可能性がある全ての職員に対する執務資料を活用した基本的な教養を徹底する。

3 対処能力の向上

(1) 本部対処体制による警察署への指導・支援の強化

事案に応じて、本部対処体制の現場支援要員を積極的・機動的に警察署に派遣するなど、本部対処体制の主体的・積極的な関与を徹底するとともに、警察署の体制及び対処能力等に応じた指導を強化する。

(2) 危険性・切迫性の評価方法の見直し

既存の「人身安全関連事案初動対応チェック表」に危険性・切迫性の評価項目を追加し、危険性・切迫性をより適切に評価できるようにする。

(3) 署長等への教養の強化

人身安全関連事案対処の指揮能力向上のため、新任署長、副署長研修における人身安全関連事案の対処に関する教養を必須とし、具体的なケースを題材とした指揮の着眼点等に係る執務資料等を活用するとともに、本部人身安全対策

課による随時の教養を強化する。

(4) 担当する職員等への教養の強化

人身安全関連事案を取り扱う可能性がある全ての職員に対する執務資料を活用した基本的な教養のほか、対処要員として指定を受けた職員に対しては、ケーススタディ等実践的な教養を充実させる。

4 捜査の基本の徹底

臨場現場における写真撮影や指紋採取等の鑑識活動、防犯カメラ捜査等、客観証拠の迅速な保全等を徹底するため、警察署及び警察本部において捜査に携わる全ての捜査員に対し、初動捜査を含めた捜査の基本に係る教養を徹底する。

5 苦情等への対応の改善

本部広報県民課においては、「苦情」の該当性の判断や、「要望・意見等」の本部長報告に関し、不適切な運用が行われていた。

「苦情」や「要望・意見等」の受理は本部広報県民課に限られるものでないことから、苦情申出や警察相談の制度設置の本来の趣旨に則り、適切な運用がなされるよう、関係例規の見直しを行った上で、各所属の職員にも分かりやすいマニュアルを作成するなどし、その周知徹底を図る。

おわりに

本事案の検証により、令和6年6月以降、被害者の女性やその親族から人身安全関連事案としての相談等を受けていたにもかかわらず、県警察の対応に不適切な点が認められ、その結果、被疑者に対する警告・禁止命令等の措置や被害者の安全を確保する措置を講じる機会を逸したほか、ストーカー規制法違反等の捜査が遅滞したと認められた。

こうした不適切な対応を招いた背景には、人身安全関連事案の対処に係る署対処体制及び本部対処体制のそれぞれにおいて、体制が形骸化し、本来発揮すべき機能が発揮できなかったといった組織的・構造的な問題点があったと認められた。

県警察としては、相談等を受けていた女性が殺害されるという重大な結果が発生したことを重く受け止めており、被害者の女性やその親族からの相談等に対する県警察としての不適切な対応について深くお詫び申し上げます。また、亡くなられた被害者の女性の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の方々に謹んで哀悼の意を表する次第である。

我々は、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、今回の検証で示した問題点を幹部から現場捜査員に至るまで職員一人一人が深く胸に刻み、本報告書で示した対策を速やかに実行に移さなければならない。そして、署対処体制及び本部対処体制が本来発揮すべき機能を発揮して、被害者やその親族等の安全確保を最優先とした人身安全関連事案の迅速かつ的確な対処が徹底されるよう、組織一丸となり再発防止対策に取り組んでいく所存である。

本事案に係る県警察の職員については以下の表のとおりであり、特定の職員について言及する必要がある場合は当該表に記載された表記を用いることがある。

		R6										R7			
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
事案の経過		6. 13～7. 5 事案① (DV事案)			9. 20～11. 22 事案② (DV、つきまとい 等事案)		12. 9～12. 20 事案③ (被害者からの 電話等)	12. 22～24 行方不明 認知時の 初動対応	12. 24～4. 30 初動対応後の行方不明者発見活動						
臨 港 署	署長	署長													
	副署長	a1副署長 ～9. 4				a2副署長 9. 5～									
	生活安全課	課長	b1生活安全課長 ～3. 12										b2生活安全課長 3. 13～		
		課員	生活安全課員d (対処副責任者) 生活安全課員e、f、g、h、i (対処要員)												
	刑事課	課長	c1刑事課長 ～12. 9				c2刑事課長 12. 10～12. 31		c3刑事課長 1. 1～3. 12		c4刑事課長 3. 13～				
		課員	刑事課員j (対処副責任者) 刑事課員k、l 刑事課員m、n (対処要員) 刑事課員o 刑事課員p、q (対処要員)												
	警務課	課員	警務課員r												
	警備課	課員	警備課員s、t												
	地域課	課員	地域課員u、v、w、x												
本 部	本部長	本部長 8. 8～													
	生活安全部長	A1生活安全部長 ～3. 20										A2生活安全部長 3. 21～			
	人身安全対策課	課長	C1人身安全対策課長 ～3. 20										C2人身安全対策 課長 3. 21～		
		管理官	D1管理官 ～3. 12										D2管理官 3. 13～		
		課員	E1警視 ～3. 12										E2警視 3. 13～		
			F警視 G、H、I、J、K警部												
	刑事部長	B1刑事部長 ～3. 30										B2刑事部長 3. 31～			
	捜査第一課	課長	捜査第一課長 ～3. 20												
		課員	L警視 M警部												
	広報県民課	課長	広報県民課長 ～3. 20												
課員		N、O警視 P警部													

行方不明事案認知前（R6. 6/13～R6. 12/21）の対応

【事案①（DV事案）（6/13～7/5）】

6月13日

（臨港署の対応（臨場時の対応））

令和6年6月13日午前3時30分頃、被害者から臨港署に対して、「被疑者とけんかになり、服を破られた」旨の電話による通報があり、当直員である生活安全課員gほか計6名が臨場した。

生活安全課員gらは被疑者及び被害者から事情聴取し、両者に対して口頭指導を行うとともに、被害者を祖母に引き渡した。

当該事案の内容と対応状況については、署長まで報告された。

（本部人身安全対策課への報告・同課による指導・助言）

同日、生活安全課員gは、臨場時に本部人身安全対策課にDV事案を認知した旨を報告（第一報及び第二報）し、同課は親族に対する連絡を行うよう指導した。

その後、同日中に対応状況についても同課に報告（第三報）し、同課は、今後、被疑者と被害者が交際を解消しているようであれば、ストーカー規制法の運用について検討するよう指導した。

7月5日

（臨港署の対応（事案①の結了））

7月5日、臨港署においては、その後¹、被疑者及び被害者に連絡し、トラブルが生じていないことを確認するとともに、被害者の父親等を交えた話し合いにより交際を解消した旨の申立てがあったことを踏まえ、危険性・切迫性が低下したと判断し、署長までの決裁を経て、事案①につき結了とした。

【事案②（DV、つきまとい等事案）（9/20～11/22）】

9月20日～10月23日

（臨港署の対応（臨場時の対応及び捜査の状況））

9月20日午後0時15分頃、被害者の父親から臨港署に対して、「被害者が被疑者から暴行を受けた」旨の電話による通報があり、生活安全課員d、刑事課員m及びpほか計6名が、被害者が所在する被害者祖母宅に臨場した。

生活安全課員dは、被害者から事情聴取したところ、被害者は、

- 被疑者と再度交際しているものの、9月17日にけんかとなり、被疑者に交際を解消したいことを伝えた
- 9月19日、被疑者に公園に連れて行かれ、顔を蹴られたり、手の甲を殴られたり、刃物を突きつけられたりした

旨を申し立てた。

当該申立てを踏まえ、刑事課員m及びpは被害者から暴行等の被害届の提出を受け、所要の初動捜査²を行い、被害者の父親に対し、これまでの対応状況や捜査方針を説明した上で、同人の自宅に被害者を避難させることを確認した。

10月4日、刑事課員m及びpは、臨港署において被疑者の取調べを実施したものの、被疑者は暴行等について否認し、被害者及び被疑者からの各聴取内容は整合しなかった。

臨港署は、初動捜査以降、強制捜査の実施に向けた捜査を進めていたが、犯行時の防犯カメラ映像

1 被疑者からは7月4日、被害者からは7月5日にそれぞれ聴取した。

2 具体的には、供述調書の作成、被害者の負傷部位等の写真撮影、実況見分等を行った。

等の客観証拠がないこと、被害者の供述と被疑者の供述が整合しないこと、被害者の供述の裏付けが取れなかったことなどから、同月8日までには、任意捜査を継続³し、慎重に捜査を尽くす方針に変更した。

同月23日、生活安全課員 i は、臨港署において被疑者に対し、被疑者が被害者に接近することを防ぐため、ストーカー規制法における規制行為について指導書を用いて説明して口頭指導するとともに、被疑者は上申書を提出した⁴。

当該事案の内容と対応状況については、署長及び a 2 副署長（以下「署長等」という。）に随時報告され、署長は、生活安全課及び刑事課に指示⁵した。

（本部人身安全対策課への報告・同課による指導・助言）

9月20日、生活安全課員 d は、臨場時に本部人身安全対策課にDV事案を認知した旨を報告（第一報）し、同課は、被害者の保護及び経過連絡を実施するよう指導した。

また、同日、生活安全課員 h が臨場後、対応状況について同課に報告（第二報及び第三報）し、同課は、ストーカー規制法の適用を検討することや刑事課と連携して対処するよう指導した。

10月23日～30日

（臨港署の対応（被害届の取下げ））

10月23日、被害者から電話があり、刑事課員 p が対応したところ、

- 被疑者からは平手打ちを1回された程度で、刃物を突きつけられていない
- 父親や祖母には大げさに言った
- 被害届を取り下げたい

旨を申し立てた。刑事課員 p は、被害者に対し、被害届を本当に取り下げているのかと申し向けるも、被害者はまた連絡する旨を申し立てて電話を切った。

同月29日、生活安全課員 d 及び刑事課員 p は、警察車両内で被害者と面接し、同月23日に被害者が刑事課員 p に申し立てた内容と同旨の事項について被害者から聴取した。その際、生活安全課員 d 及び刑事課員 p は、被害者に対し、

- 被疑者と再度トラブルになるおそれがあるため、被害届の取下げは考え直した方がいい
- 事件にできるならした方がいい

旨を申し向け説得するも、被害者は、

- 今回のことは大げさに話をした
- 被疑者から暴力を振るわれたり、刃物を突きつけられたりしていない

旨を申し立てたことから、刑事課員 p は被害届の取下げを受理することとした⁶。

その際、生活安全課員 d は、被害者に対し、被害者の方から被疑者に接触するのを防ぐため、ストーカー規制法における規制行為について指導書を用いて説明して口頭指導した⁷。

3 被害者、被害者親族及び被疑者親族からの事情聴取、被疑者の取調べ、防犯カメラ映像の確認等の捜査を継続した。

4 指導書は、ストーカー規制法における規制行為等が記載されており、口頭指導の効果を高めるため、県警察において実務上使用されている。上申書には、「被害者と復縁する気はなく、被害者に連絡をしたり、会ったりしない」旨が記載されている。

5 9月20日、生活安全課に対しては、緊急性等に係る更なる総合的な検討、被害者の安全確保及び適切な対応等を、刑事課に対しては、防犯カメラ映像の入念な確認等を指示した。

6 このとき、被害者からは、被疑者に脅されて被害届の取下げを強要されている旨の申立てはなかった。一方、被害者の親族は、臨港署から被害届の取下げの連絡を受けて以降、「被害者は被疑者に脅されて被害届を取り下げた、その旨臨港署に伝えた」と述べているが、警察で確認した結果、現在まで、被害者が被疑者に脅されて被害届を取り下げたという事実の確認には至っていない。

7 指導書は脚注4に記載の指導書と同様のものである。

被害届の取下げについては、署長等に報告され、署長は今後に対応を継続するよう指示した。

（本部人身安全対策課への報告）

被害届の取下げについては、10月30日に本部人身安全対策課に報告した。

10月31日

（臨港署の対応（臨場時の対応））

10月31日午後2時7分頃、被害者の姉から、「被疑者が自宅に入ったのではないか」という旨の110番通報があり、生活安全課員d、刑事課員n及びpほか計6名が臨場した。

生活安全課員d、刑事課員n及びpは、被害者から事情聴取したところ、

- 被疑者と復縁したが怖くなり、10月30日に姉宅に避難した
- 姉宅に1人でいたところ、居間の扉を開けると廊下に被疑者がいた
- 玄関の扉は閉まっており、玄関前の通路に面した部屋の窓から被疑者が入ってきたと思う

旨を申し立てた。

当該申立てを踏まえ、地域課員がマンションの防犯カメラ映像を確認したところ、被疑者とみられる人物がマンション敷地境界部分のフェンス様のものを乗り越えてマンション敷地内に入る様子、その後、被疑者及び被害者が一緒にマンション入口から外に出て行く様子が記録されていた。

被害者が申し立てた室内への侵入経路を刑事課員n及びpで確認したところ、

- 窓には格子が設置されており、その一部が外れていたが、人が通過できる隙間はなかった
- 窓の室内側にはテレビがあり、侵入するには当該テレビを移動する必要があるところ、当該テレビにはほこりが堆積しているものの指紋や足跡がなかった

ことから、侵入形跡は認められないと判断し、その旨を、姉宅に駆けつけた被害者の父親に説明した。

刑事課員mは、臨港署において被疑者から事情聴取したところ、被疑者は、

- 被害者から姉宅に迎えに来てほしいと言われたためマンションに行った
- 被害者姉宅玄関のインターホンを鳴らすと、被害者が扉を開けて中に入れてくれた

旨を申し立て、被害者及び被疑者からの各聴取内容は整合しなかった。

その後、被疑者、被害者及び被害者の父親の三者が生活安全課員d、刑事課員m、n及びpの立会いの下で話し合い、被疑者は被害者と別れる旨を申し立てた⁸。こうした状況を踏まえ、事態は沈静化したと判断し、被疑者によるマンション室内への侵入の有無や侵入した場合のその方法は不明のままであったものの、インターホンの録画記録の確認や、被疑者及び被害者からの聴取の継続は行わず、10月31日以降、本件に係る捜査は行わなかった。

当該事案の内容と対応状況については、署長等に報告され、署長は、トラブルが継続する可能性があることから、しばらく対応を継続するよう指示した。

（本部人身安全対策課への報告）

本件の対応については、臨港署から本部人身安全対策課に報告しなかった。

11月5日～14日

（臨港署の対応①（臨場時の対応））

11月5日午後3時10分頃、被害者の姉から臨港署に対して、「被疑者がマンションの駐輪場にいた」旨の電話による通報があり、生活安全課員h及びi並びに刑事課員m及びpほか計7名が臨場した。

8 このとき、生活安全課員dは、被疑者に対し、被害者と別れて距離を置くよう口頭指導した。

生活安全課員 h 及び i は、その場にいた被害者から、

- 外出先から姉宅のマンションに帰ってくると被疑者がいた
- 被疑者が復縁したいと言ってきた

旨を聴取し、被害者に避難を申し向けるも承諾を得られなかったため、被害者の父親に連絡するとともに、被害者に対し、被疑者と連絡をしないよう口頭指導し、被害者から上申書⁹の提出を受け、被害者を姉に引き渡した。

刑事課員 m 及び p は、臨港署において被疑者から事情聴取したところ、被疑者は

- 最後に本音で話がしたかったので被害者に会いに行った
- 被害者祖母宅等の被害者関係場所を自転車で回っていたところ、被害者姉宅で被害者に会い、話をした

旨を申し立てた。その際、生活安全課員 h 及び i は被疑者に対して、今回の行為がストーカー規制法違反になり得る旨を口頭指導し、被疑者から上申書¹⁰の提出を受けた。あわせて、被疑者及び被疑者の親族に対し、依存症の治療を受けさせることについて助言し、病院名を教示するなどした¹¹。

当該事案の内容と対応状況については、署長等に報告され、署長は、被疑者の親族にも継続して指導するよう指示した。

（臨港署の対応②（警告・禁止命令等に向けた対応及び被害者の所在不明事案））

11月7日、生活安全課員 i は、被害者の父親に電話し、同月5日の被疑者の行為についてストーカー規制法に基づく警告又は禁止命令等を行うために被害者に電話で説明したい旨を申し向けた。

被害者の父親との調整の結果、同月11日に被害者に説明する機会を設けることとなったが、同月10日から19日まで被害者が所在不明となったため¹²、被害者に説明する機会を設けることができず、警告又は禁止命令等に向けた対応は中断した。

なお、11月10日、被害者の父親から電話を受け、「被害者が行方不明になった」旨を聴取したことで、被害者の所在不明を認知したが、その際、父親は、被害者が自分の意思でいなくなったと判断しているので、行方不明者届は提出しない旨を申し立てた。

同月11日、被害者姉宅マンションの防犯カメラの映像を確認したところ、同月10日に被害者が1人で同マンションを出て行く様子が記録されていた。

同月14日、生活安全課員 d、h 及び i は、被疑者宅に赴き、被害者の所在につき被疑者を聴取するも、「被害者からの連絡はなく、自宅にいない」旨を申し立てたため、被疑者に対し、被害者に近づかないよう口頭指導した。

被害者が所在不明となったこと等については、随時署長等に報告され、署長は、被疑者に連絡がつかないなら親族に電話するよう指示した。

（本部人身安全対策課への報告・同課による指導・助言）

11月5日、生活安全課員 i は、臨場時に本事案を本部人身安全対策課に報告（第一報及び第二報）し、同課は、被害者へ経過連絡し、避難措置を講じるよう指導した。

翌6日、生活安全課員 i は、対応状況について同課に報告（第三報）し、同課は、被害者の父親への経過連絡をするよう指導した。

9 上申書には、「被疑者のことは好きではないので、絶対に自分から連絡をしたり会ったりはしない」旨が記載されている。

10 上申書には、「今回の行為がストーカー行為に該当することはわかっていた」旨が記載されている。

11 その後、被疑者が依存症の治療を受けたことは確認できなかった。

12 被害者は11月22日に、この間、被疑者と一緒にいた旨申し立てた。

また、生活安全課員 h は、11月 6 日頃、同月 5 日の被疑者によるマンション駐輪場での待ち伏せ行為につき、禁止命令等の実施可否を本部人身安全対策課に相談した。同課は、要件を満たしていることが確認できれば、当該行為での禁止命令等の実施も可能である旨を回答するとともに、まずは、被害者の意向の確認をするよう指導した。

なお、同月10日に被害者が所在不明となった点については、臨港署から本部人身安全対策課に報告しなかった。

11月19日～同月22日

(臨港署の対応（事案②の結了）)

11月19日、被疑者から生活安全課員 i に対して電話があり、被疑者及び被害者の両者が、「現在一緒におり、復縁した」旨を申し立てた¹³ことから、同月22日の来署を求めた。

同日、被害者及び被疑者が臨港署に来署し、生活安全課員 h 及び i が対応した。その際、被害者は、

- 11月10日に被疑者に会い、復縁し、以後被疑者宅にいる
- 同月14日に警察が被疑者宅に来た際は2階の部屋の押し入れに隠れていた
- 警察が被疑者宅に来たので隠しきれないと思い、被疑者が同月19日に警察に電話した
- 被疑者から、電話の前日である18日に私（被害者）が被疑者宅に行ったことで話を合わせようと言われた
- 被疑者と今後も交際したい

旨を申し立て、被疑者も同旨の内容を申し立てた。

生活安全課員 h 及び i は被害者に対し、被害者が自ら被疑者に連絡を取っていることからストーカー規制法に基づく禁止命令等を実施することはできない旨を説明し、被害者は了承した。その後、生活安全課員 h 及び i から、被害者及び被疑者に対し、交際の解消等¹⁴について助言し、その上で両者に今後の方針を尋ねるも、双方共に交際を解消する気はない旨を申し立てた。

また、生活安全課員 h は被害者の父親に電話し、被害者及び被疑者からの聴取内容を伝達¹⁵したところ、警察に対する要望はない旨申し立てた。

11月19日及び同月22日、上記の経過については、署長等に報告されるとともに、

- 被害者及び被疑者に対して交際解消等を説得するも両者において復縁の意思は変わらなかったこと
- 被害者の父親にも両者が復縁した旨を連絡し、特段の要望がなかったこと

を踏まえ、事案②を結了とする方針で署長等に指揮伺いがなされた。署長は、これまで被害者の父親の意向が確認できていなかったため、事案②を継続としていたが、父親も納得し、復縁の申立てもあることをもって結了を了承した。

(本部人身安全対策課による指導・助言)

事案②の結了に際し、臨港署は本部人身安全対策課からの事前の指導・助言は受けていなかった。

13 このとき、被疑者及び被害者に対し、交際関係を継続するのであればトラブルを起こさないよう口頭指導した。

14 具体的には、

- 今後、交際関係を継続することで更なるトラブルに発展する可能性が高く、実際に命を落とす重大な事案になっている事例があることから、交際を解消すべきである

- 交際関係を続けるとしても、まずは距離をとり、トラブルにならないよう対策を講じてから、徐々に接触の機会を増やすべきである

旨を助言した。

15 被害者の父親は、この電話の際、被害届の取下げだけを聞いたが、被害者と被疑者が復縁する話は後日聞いたと思う旨述べている。

【事案③（被害者からの電話等）（12/9～12/20）】

12月9日から同月20日にかけて、被害者から臨港署に対し、以下に図示したとおり計9回の電話があった¹⁶。ただし、事案③については第3の3のとおり記録が作成されていないため、以下の内容については関係者からの聴取結果に基づくものであり、うち3回の電話内容については、どの警察官が受理したのかも含め、判然としなかった。

【図：12月9日～20日の被害者からの電話状況¹⁷】

	月日	通話時間	受理者	電話内容（概要）
①	12月9日	18:35 ～18:54	生活安全 課員i	○ 被疑者から連絡がくる ○ 自分が居住している祖母宅の周りを被疑者がうろついていた ○ 被疑者に対して自分から連絡をした方がいいのかどうか
②		19:07 ～19:19	生活安全 課員i	○ 被疑者に連絡しない方がいいことはわかった ○ 現在は警察から被疑者に話をしなくていい ○ 警察署には行けない
③	12月10日	5:06 ～5:08	警備課員t	○ 生活安全課員iはいるか ○ 現在、相手の家の前にいるがどうしたらいいか
④	12月11日	12:49 ～12:52	不明	
⑤	12月12日	4:14 ～4:23	警務課員r	○ 生活安全課員iはいるか ○ 被疑者が自宅（被害者の祖母宅）付近をうろついていたので、警察署に電話をした
⑥	12月16日	14:07 ～14:09	不明	
⑦	12月19日	10:10 ～10:13	地域課員x	午前10時頃に臨港署から電話した、自転車盗の被害届の訂正連絡に対する、被害者からの折り返しの電話
⑧		21:52 ～21:53	不明	生活安全課員i宛て（用件不明）
⑨	12月20日	7:10 ～7:12	警備課員s	生活安全課員i宛て（用件不明）

12月9日

（被害者からの電話①②）

12月9日午後6時35分から午後6時54分までの間、被害者から臨港署に電話があり、当直勤務中の生活安全課員iが対応した。

生活安全課員iによると、被害者は、

- 被疑者から連絡がくる
- 自分が居住している祖母宅の周りを被疑者がうろついていた
- 被疑者に対して自分から連絡をした方がいいのかどうか

旨を申し立てたため、生活安全課員iは、

16 令和7年4月3日、被害者の親族らが臨港署に対して、被害者が臨港署に9回電話をかけた通話履歴を提示したことによって、本件9回の電話が判明した。

17 被害者の親族らから提供を受けた資料を基に、警察において調査の上作成したもの。

- 被害者から被疑者には連絡をしない
- 警察から被疑者に注意をしたい
- 被害者から話を聞きたいので、警察署に来てほしい

旨を申し向けたところ、被害者は再度連絡する旨申し立て、一旦電話を切ったとのことであった。

同日午後7時7分から午後7時19分までの間、再度被害者から臨港署に電話があり、生活安全課員 i が対応した。

生活安全課員 i によると、被害者は、

- 被疑者に連絡しない方がいいことはわかった
- 現在は警察から被疑者に話をしなくていい
- 警察署には行けない

旨を申し立てたため、生活安全課員 i は、話を聞きたいので警察署に来てほしい旨を再度申し向けるも、被害者から承諾が得られなかったため、同様のことがあれば連絡するよう申し向けて電話を切ったとのことであった。

生活安全課員 i によると、電話の内容から、被害者と被疑者の間で何らかのトラブルが発生したと認識したものの、電話での被害者の話しぶりが落ち着いていたことから切迫性はないと認識したとのことであった。他方で、電話の内容を踏まえると、人身安全関連事案に該当する可能性があるとして認識し、被疑者の行為につき被害者から詳細を聴取する必要があると認識したが、対面での聴取を明確に断られたため、人身安全関連事案には該当しないと判断し、人身安全関連事案として報告しなかったことに加え、電話で相談を受けた内容についても警察相談受理票による記録化¹⁸を行わなかった。

翌朝、生活安全課員 i は、電話の内容及び人身安全関連事案として取り扱わないことを対処副責任者である上司の生活安全課員 d に報告したところ、生活安全課員 d は、これまでの被害者及び被疑者の対応の経緯を踏まえると、両者の話は短期間のうちに二転三転する可能性があると考え、まず被害者本人から直接詳細を聴取する必要があるとして、報告のとおり、本件電話については人身安全関連事案には該当しないと判断し、人身安全関連事案として取り扱わないこととした。

電話①②については、署長等に報告されなかった。

12月10日

（被害者からの電話③）

12月10日午前5時6分から午前5時8分までの間、被害者から臨港署に電話があり、当直勤務中の警備課員 t が対応した。

警備課員 t によると、被害者は氏名を告げた上で、生活安全課員 i が在署しているかを尋ねた後、

- 現在、相手の家の前にいるがどうしたらいいか

という旨を申し立てたとのことであった¹⁹。

警備課員 t は、被害者がトラブルの相手方と接触しようとしているものと考え²⁰、被害者に対し、

- 生活安全課員 i は不在である
- トラブルになるので被疑者宅から離れた方がよい
- 生活安全課員 i に折り返し電話させる

18 人身安全関連事案については、県通達A及びBに基づき記録化することとされており、かつ、警察相談に該当するものについては、警察相談受理票により記録することとされている（相談取扱規程第16条第1項）。

19 警備課員 t によると、被害者がどのような経緯や理由で、被疑者の家の前に赴いたのかは、特に聞いていないとのことであった。

20 警備課員 t によると、前日の生活安全課員 i と被害者の電話を隣で聞いていたため、被害者が被疑者とトラブルを抱えていることを認識していたとのことであった。

旨を申し向けたところ、被害者はそれを了承し、電話を切ったとのことであった。

時刻不明なるも同日、生活安全課員 i が被害者に折り返しの電話をしたところ、被害者は、

- 被疑者が自転車を返してくれない
- 被疑者を自転車盗で逮捕してほしい

旨を申し立てたとのことであった。

生活安全課員 i によると、被疑者が自転車を盗んだか否かが明白でないため直ちに逮捕することはできない旨を申し向けたところ、被害者は被疑者を逮捕するよう何度も申し立て、生活安全課員 i と押し問答のような状態となり、最後に被害者が「もういい」旨を申し立て、電話を切ったとのことであった。

すぐに生活安全課員 i が被害者に電話するも、被害者は電話に出なかったとのことであった。

生活安全課員 i は、話の途中で電話を切られたことから、被害者の真意が判然としないと考え、電話内容等につき、警察相談受理票による記録化を行わなかった。

電話③については、署長等に報告されなかった。

12月11日

（被害者からの電話④）

12月11日午後0時49分から午後0時52分までの間、被害者から臨港署に電話があった。当時電話を受けた可能性のある職員全員に聴取したが、この電話の受理者の特定には至らなかったため、電話の内容も判然としなかった。

12月12日

（被害者からの電話⑤）

12月12日午前4時14分から午前4時23分までの間、被害者から臨港署に電話があり、当直勤務中の警務課員 r が対応した。

警務課員 r によると、被害者は自らの氏名を告げた上で、生活安全課員 i が在署しているかを尋ねた後、被害者は、

- 被疑者とのトラブルで臨港署に相談をしている
- 被疑者が自宅²¹付近をうろついていて怖いので、警察署に電話をした

旨を申し立てたとのことであった。

警務課員 r によると、当該申立てを受けて、被害者による過去2回のDV事案に係る相談記録を確認し、被害者と被疑者が11月22日に復縁を申し立て、事案対応が終了されていることを把握した上で、被害者に対し、

- 自宅に1人でのいるのか
- 被疑者の姿は見えるのか
- 被疑者はどのような服装をしているのか

を尋ねたところ、被害者は、

- 自宅にいるのは1人ではない
- 被疑者はうろうろしていたり、たまに姿が見えなくなったりする
- 被疑者は黒っぽい服を着ている

旨を申し立てたとのことであった。

警務課員 r によると、現に被疑者がうろついている内容の電話であったことから、相談ではなく通

21 正しくは被害者祖母宅。以下12月12日に係る記載において同じ。

報と認識し、生活安全課員 f に連絡はしたものの、緊急性や切迫性は認められない事案と判断し、不審者を確保するためパトカーを派遣し、不審者がいた場合は職務質問をして確保する旨を被害者に申し向け、被害者は了承したとのことであった。

（臨港署の対応（自宅付近の警戒））

警務課員 r は地域課員に対し、過去に D V 事案として取り扱った被害者から、被疑者が自宅付近をうろついている旨の通報があったことを伝え、自宅付近の警戒を依頼した²²。同地域課員は、別の地域課員にパトカーで自宅付近を低速で周回させたものの、当該課員から不審者の発見に至らなかった旨の無線報告を受けた。

警務課員 r によると、無線報告を受けて被害者に電話し、自宅付近を警戒したものの不審者の発見に至らなかった旨を説明したところ、被害者は謝意を述べて電話を切ったとのことであった。

警務課員 r は、不審者が確保されていないことや11月22日に事案対応が終了していたことを踏まえ、人身安全関連事案には該当しないと判断し、人身安全関連事案として報告しなかったことに加え、被害者からの電話の内容や被害者自宅周辺の警戒活動を行ったことについても、警察相談受理票や警察署通報事案受理票による記録化²³を行わなかった。

生活安全課員 f は、被害者からの通報を認知していたが、電話⑤は、担当者への問い合わせであり、人身安全関連事案には該当しないと判断し、人身安全関連事案として報告しなかったことに加え、警察で相談を受けた内容についても警察相談受理票による記録化を行わなかった。

電話⑤やその対応については、署長等に報告されなかった。

12月16日

（被害者からの電話⑥）

12月16日午後2時7分から午後2時9分までの間、被害者から臨港署に電話があった。当時電話を受けた可能性のある職員全員に聴取したが、この電話の受理者の特定には至らなかったため、電話の内容も判然としなかった。

（臨港署の対応（被害届の受理））

12月16日午後4時20分頃、被害者等計3名が来署し、地域課員 w 及び x が対応した。

被害者らは、

- 私（被害者）の自転車が盗まれた
- 盗まれた場所は被疑者宅前で、被疑者宅に行く際に自転車を停めた
- 自転車を停めた日は交際していたが、その後交際を解消し、自転車を取りに行ったら盗まれていた
- 盗んだのは被疑者と思われるので、捕まえてほしい

旨を申し立てた。

地域課員 w 及び x は、被害者らから被害日時等を聴取し、被害届を受理するも、被疑者が自転車を盗んだ証拠がないと判断し、被疑者の人定事項を聴取しなかった。

22 被害者からの電話が終了してからパトカーが到着するまで約30分を要している。

警務課員 r によると、その理由として、被害者の相談歴の確認等に一定の時間を要したとのことであるが、同人は、相談歴の確認等と並行して、速やかにパトカーの派遣を要請するなどの措置を講じなかった。

23 人身安全関連事案については、県通達 A 及び B に基づき記録化することとされており、かつ、警察相談に該当するものについては、警察相談受理票により記録し（相談取扱規程第16条第1項）、警察署通報事案（加入電話等を通じ、警察署通信室に通報される事案で警察措置を要するもの）の措置結果については、警察署通報事案受理票により記録することとされている（運営要領第9条第4項）。

また、地域課員 w 及び x は、被害者らから被疑者によるつきまとい行為に係る申出がなかったことから、人身安全関連事案に関連する事案であるとの認識に至らず、生活安全課に報告しなかった。

12月19日

（被害者からの電話⑦）

12月19日午前10時10分から午前10時13分までの間、被害者から臨港署に電話があり、地域課員が対応した。

同地域課員によると、当該電話は、午前10時頃に臨港署から電話した、自転車盗の被害届の訂正連絡に対する被害者からの折り返しの電話とのことであり、その後、午後3時頃、地域課員は被害者と直接会い、被害届の訂正に係る手続を行った²⁴。

自転車盗の被害届の受理については、署長等に報告された。署長は、被害者に係る被害届であると認識したものの、人身安全関連事案に関連する事案としての認識には至らず、被害者が自転車盗の被害に遭ったという認識にとどまり、特段の指示をしなかった。

（被害者からの電話⑧）

12月19日午後9時52分から午後9時53分までの間、被害者から臨港署に電話があり、当直員（特定できず²⁵）が対応した。当該当直員の近くにいた当直勤務中の警務課員は、電話口で話している内容から生活安全課員 i 宛ての電話であると把握した。

同警務課員は、別件対応のため署から出ようとしていた生活安全課員 i に対し、被害者から電話があった旨を伝えた。

生活安全課員 i はそのまま署を出発して別件対応に向かい、翌20日午前1時30分頃に帰署し、午前2時40分頃に帰宅したが、この間、生活安全課員 i は、被害者に対し、折り返しの電話をしなかった。

12月20日

（被害者からの電話⑨）

12月20日午前7時10分から午前7時12分までの間、被害者から臨港署に電話があり、当直勤務中の警備課員 s が対応した。

警備課員 s によると、被害者は自己の氏名を告げた上で、生活安全課員 i が在署しているかを尋ねたとのことであり、同じ当直員の生活安全課員 f を通して生活安全課員 i の在署状況を確認したところまだ出勤していなかった。警備課員 s は被害者に対し、生活安全課員 i はまだ出勤しておらず、出勤するのであれば午前8時30分以降になる旨を申し向けたところ、被害者はまた後で連絡する旨を申し立て、電話を切ったとのことであった。

なお、12月20日、生活安全課員 i は休暇を取得しており、同日以降、警備課員 s は、電話⑨について生活安全課員 i に伝えなかった²⁶。

生活安全課員 f は、対処要員として、警備課員 s と電話を代わって被害者からの電話に応答せず、また、電話⑨を生活安全課員 i に伝えることもなかった。

電話⑨については、署長等に報告されなかった。

24 地域課員によると、このとき、被害者から被疑者のつきまとい行為に関する申立てはなかったとのことである。

25 12月19日当時、当直勤務をしていた職員全員に聴取したが、当該電話の受理者の特定には至らなかった。

26 警備課員 s は、当直中の生活安全課員 f には伝えたと述べているが、生活安全課員 f は生活安全課員 i には伝えなかった。

行方不明事案認知後（R6.12/22～R7.4/30）の対応

【行方不明事案認知時の初動対応（R6.12/22～R6.12/24）】

12月22日

（臨港署の対応①（窓ガラス損壊及び被害者の行方不明事案の臨場時の対応））

12月22日午後5時22分頃、被害者の親族から「被害者が滞在する祖母宅の窓ガラスが割れている、12月20日から被害者と連絡が取れない」旨の110番通報があり、当直員である刑事課員o及びq並びに地域課員u及びvの計4名が臨場した²⁷。このとき、刑事課員o及びqは、鑑識用資機材を持参していなかった。

刑事課員oらが室内から目視のみにより確認した結果、祖母宅1階の部屋の窓ガラスに数cm幅の穴²⁸が開いているのを確認し、クレセント錠直下のレール部分に粉のような細かいガラス片があるのを確認したが、鑑識用資機材を持参していなかったため、計測しなかった²⁹。また、刑事課員oらによると、その他ガラス片は確認されなかったとのことであった³⁰。さらに、室外の状況を目視のみにより確認した結果、割れた窓ガラスの周囲に親指の爪程度の大きさのガラス片が複数あるのを確認し、割れた窓ガラスの直下にブロック片が2個あるのを確認したとのことであった³¹。加えて、室内、室外に足跡は確認されず、窓ガラスを割るために使用した道具の発見にも至らなかった。この間、刑事課員o及びqは、写真撮影や指紋採取等の鑑識活動を行わなかった。

刑事課員oらは、被害者の祖母から、

- 12月20日に被害者から買い物に行く旨の連絡があった後に、被害者と連絡がつかず、家に帰ってこない
- 22日まで被害者の帰宅を待っていたが、1階の部屋の窓ガラスが割れていることに気付いた
- 最近被疑者が自宅周辺をうろついていたので、ガラスを割って被害者を連れ去ったのではないか

旨を聴取した。

地域課員vは、被害者の祖母から、被疑者が被害者の自宅周辺をうろついていたとされる動画³²の提示を受けたが、動画の撮影等は行わず、動画の存在について刑事課や生活安全課に報告しなかった。

刑事課員qは、被害者の祖母に対し、目視のみにより確認した結果を踏まえ、

- ガラス片が室内に比べ室外に多く散乱していること等から、室内側から窓ガラスが割れている可能性がある
- 内側から割れている場合、被害者自身が何らかの理由で割った可能性がある

旨を説明したとのことであり³³、刑事課員oが、窓ガラス損壊に係る被害届の提出の意思を確認した³⁴

27 このとき、最初に臨場した地域課員u及びvは、現場には被害者の親族3名がいたと記憶しているものの、被害者の親族は現場に5名の親族がいたと述べている。

28 窓ガラスの割れた穴の大きさについては、12月22日の被害者祖母宅臨場時に、地域課員vが撮影した窓ガラスの写真と、後日実況見分を実施した際に確認した窓ガラスの寸法とを照らし合わせ算出した結果、縦約7cm、横約5cmであった。一方、被害者の親族は、窓ガラスの割れた穴の大きさについて、縦12～13cmくらい、横5cmくらいであったと述べている。

29 このとき、刑事課員oらは、窓が閉まっていたと記憶しているものの、被害者の親族は窓が開いていたと述べている。

30 被害者の親族は、警察官が帰った後、室内の壁沿いに四角い大きいガラス片（縦10cmくらい、幅5cmくらい）が落ちていたと述べている。

31 被害者の親族は、警察官はブロック片には気付いていなかったと述べている。

32 当該動画の撮影日時については、地域課員vが当該動画の写真撮影等を行っていないため不明であるが、12月24日に生活安全課員iが被害者の祖母から提示を受けた動画（後に12月12日に撮影されたものと判明）と同一のものとみられる。

33 被害者の親族は、このとき、刑事課員qから「事件性はない」とはっきり言われたと述べている。

34 被害者の祖母は、被害届の提出意思について確認されていないと述べている。

ところ、被害者の祖母は、

- 今は提出しない
- 被害者がいなくなったことが心配なので、被疑者宅を確認してほしい

旨を申し立てたとのことであった。

（臨港署の対応②（被疑者宅の確認））

同日、刑事課員 o 及び q は、被害者祖母宅から被疑者宅に向かい、被疑者の同意を得て、2 階の 3 部屋（押し入れを含む。）、納戸及びベランダを確認したが、被害者の発見には至らなかった。1 階は、被疑者が、「家族が食事をしているのでやめてほしい」旨申し立てたため、確認しなかった。

刑事課員 o らは、被疑者から、

- 被害者がどこにいったか知らない
- 私の家には来ていない

旨を聴取し、被疑者宅の確認を終えた。

刑事課員 o らは、当直主任の刑事課員 k に対し、

- 内側から外側にガラスが割られており、外側に破片が飛び散っている
- おそらく被害者が割ったのではないか
- 外からの侵入形跡はなく、その旨を家族に説明し、納得を得ている

旨を報告したが、被害者祖母宅で鑑識活動を実施せず、また、それに伴う必要な捜査書類を作成しなかった。また、刑事課員 k は、刑事課員 o らの報告を受けて、犯罪行為の可能性は低いと判断し、同人らに対し、鑑識活動の実施の有無の確認をせず、また、被害状況の確認や必要な捜査書類の作成を指示しなかった。

同日午後 7 時 30 分頃、生活安全課員 d らは、被害者祖母宅を訪問し、被害者の父親及び祖母に対し、行方不明者届の手續について説明した³⁵。

窓ガラス損壊事案及び被疑者宅の確認結果については、地域課員が、110 番通報のあった事案の処理状況として、その概要を署長等に報告したが、当直主任の刑事課員 k は、犯罪行為の可能性は低いと判断していたことから、詳細な対応状況について c 2 刑事課長や署長等へ報告しなかった。

（本部人身安全対策課への報告）

神奈川県警察本部地域部通信指令課（以下「本部通信指令課」という。）から連絡を受けて上記事案を認知した本部人身安全対策課員は、生活安全課員 d に対し、同事案について問合せを行い、

- 窓が内側から外側に割れている
- 自分でいなくなった可能性がある

旨を聴取した。本部人身安全対策課員は、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、当該聴取結果について K 警部に報告し、その際、K 警部は、本件は行方不明者として届出を受ける案件であり、その際に改めて臨港署から報告がなされることになると判断し、同署に対して特段の指導・助言を行わず、C 1 人身安全対策課長にも報告しなかった。

（本部捜査第一課への報告）

本部通信指令課から連絡を受けて上記事案を認知した本部捜査第一課員は、当直主任の刑事課員 k に対し、同事案について問合せを行い、

- 窓が内側から外側に割られている

35 被害者の父親は、警察官は来たかもしれないが、行方不明者届に関する説明は受けていないと述べている。

- 外からの侵入はできない
- 器物損壊や住居侵入には該当しない

旨を聴取した。本部捜査第一課員は、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、臨港署に対して特段の指導・助言を行わず、捜査第一課長にも報告しなかった。

12月23日～24日

（臨港署の対応①（行方不明者届の受理））

12月23日午後5時頃、生活安全課員 i は、臨港署において、被害者の父親から被害者の行方不明者届の提出を受けた。その際、被害者の父親から、

- 被害者の携帯電話の電源が切れている
- 12月22日、被害者の携帯の電源が入ったので、私の親族が被害者宛てにSNSメッセージを送信したところ、すぐに被疑者から同親族宛てに電話がかかってきたが、このタイミングで被疑者から電話があるのは不自然な感じがした
- 被疑者は、以前から被害者の自宅周辺等をうろついていたが、被害者がいなくなった日から見なくなった
- 被疑者は被害者に対し「許さない」旨のメッセージ³⁶を送信していた

旨を聴取したが、併せて被害者の父親から、被害者が行方不明となった12月20日に、被害者から同人の祖母宛てに「買い物に行ってくる」旨のSNSメッセージが送られている旨の申立てを受けたことなどを踏まえ、被害者が自らの意思で出て行った可能性が高いものと判断し、「特異行方不明者」と判定する必要はないと判断した。

翌24日午前、被害者の行方不明者届について、被害者が「買い物に行ってくる」旨のSNSメッセージを祖母に送信しており、被害者が自らの意思で出て行った可能性が高い旨が署長等に報告され、通常の行方不明者として届出を受理する方針で署長等に指揮伺いがなされた。その際、被害者の父親からの詳細な聴取内容は署長等に報告されなかった。署長は、通常の行方不明者として届出を受理することを了承し、関係者から話をよく聞くよう指示した。

（臨港署の対応②（被疑者宅の確認））

12月23日午後9時頃、生活安全課員 i ほか1名は被疑者宅に赴き、被疑者から被害者の所在について聴取したところ、

- 被害者は家に来ていない
- 12月17日までは、被害者の自宅周辺をうろついていたが、被害者の親族に注意されて以降、うろついていない

旨を申し立てた。生活安全課員 i らは、被疑者の携帯電話を確認したところ、被害者との連絡の履歴が消去されていたことから、その理由を尋ねたところ、

- 被害者に連絡しないようにするため消去した

旨を申し立てた。

また、生活安全課員 i らは、被疑者及び被疑者の親族の同意を得て、被疑者宅の2階の3部屋（押し入れを含む。）を確認したが、被害者の発見には至らなかった³⁷。

³⁶ 「あいつと付き合うなんて、絶対に許さない」旨のメッセージ

³⁷ 生活安全課員 i は、令和6年11月14日に警察官が被疑者宅に来た際、被害者が2階の部屋の押し入れ内に隠れていた旨を被害者が申し立てていた旨を認識していたことから、被疑者宅の2階を確認する必要があると認識していたものの、被疑者宅の1階についても確認する必要があるとの認識には至らなかったことから、被疑者宅の1階の各部屋について、被疑者及び被疑者の親族に対して、確認させてほしい旨を申し向けなかった。

翌 24 日午前、被疑者宅の確認結果については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。その際、被害者の父親からの詳細な聴取内容は署長等に報告されなかった。

（臨港署の対応③（被害者の父親からの電話））

12 月 23 日午後 10 時頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

- もう被害者は殺されているかもしれないと考えている
- 被疑者が被害者の周辺をうろついていた状況を親族が見ており、写真も撮影しているが、何か動いてもらえるのか

旨を申し立てた。

翌 24 日、生活安全課員 i は、当該聴取結果について b 1 生活安全課長に報告したが、b 1 生活安全課長から特段の指示はなく、b 1 生活安全課長は、当該聴取結果を署長等に報告しなかった。

（臨港署の対応④（被害者の携帯電話への連絡））

12 月 23 日、生活安全課員は、被害者の携帯電話に複数回電話をかけたが、電源が切断されたままの状態であった。

（本部人身安全対策課への報告）

同日、生活安全課員 i は、本部人身安全対策課の当直勤務員に対し、行方不明者届について通常の行方不明者として届出を受理する方針である旨報告したが、その際、被害者の父親からの詳細な聴取内容は報告しなかった。

12 月 24 日

（本部人身安全対策課による指導・助言及び臨港署の対応（特異行方不明者の判定））

12 月 24 日午前 8 時頃、当直勤務員から引継ぎを受けた本部人身安全対策課員は、臨港署に電話をかけ、生活安全課員 h³⁸に対して、行方不明者届が提出された経緯等について聴取した上で、被害者が過去に人身安全関連事案の相談を行っていることなどから、防犯カメラ調査等を行うとともに、行方不明者を「特異行方不明者（事故遭遇³⁹）」と判定するよう指導した。その際、生活安全課員 h は、本部人身安全対策課員に対し、被害者の父親からの詳細な聴取内容を報告しなかった。

同日午後、本部人身安全対策課からの指導を受け、「特異行方不明者（事故遭遇）」と判定する方針で署長等に指揮伺いがなされたが、その際も被害者の父親からの詳細な聴取内容は署長等に報告されなかった。署長は、その方針を了承したが、その際、特段の指示は行わなかった。

本部人身安全対策課では、臨港署が「特異行方不明者（事故遭遇）」と判定したことについて C 1 人身安全対策課長まで報告がなされたものの、専決権限を有する A 1 生活安全部長まで報告がなされなかった⁴⁰。

また、本部人身安全対策課は、臨港署が「特異行方不明者（事故遭遇）」と判定した事実について、

38 生活安全課員 i が不在であったため、生活安全課員 h に対し指導を行った。

39 事故遭遇とは、行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命に関わる事故に遭遇しているおそれがあること（行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号。以下「行方不明者発見活動規則」という。）第 2 条第 2 項第 3 号）。「特異行方不明者」の類型として「犯罪被害」、「事故遭遇」、「自殺企図」、「自救無能力」等がある。I 警部によると、行方不明に至る原因が判然とせず、明確な事件性を認めることはできなかったことから、犯罪被害ではなく事故遭遇として受理すべきと判断したとしている。

40 署長は、行方不明者届を受理した時は、速やかに、本部長に報告することとされている（行方不明者発見活動実施要綱）。なお、決裁規程第 11 条及び第 12 条において、特異又は重要な行方不明者等の手配及び保護に関する事務は生活安全部長が、その他の行方不明者等の手配及び保護に関する事務は人身安全対策課長が専決することとされている。

本部捜査第一課に情報共有を行わなかった⁴¹。

【初動対応後の行方不明者発見活動（R6. 12/24～R7. 4/30）】

12月24日

（臨港署の対応（被害者の親族からの聴取））

12月24日午後1時30分頃、生活安全課員 i は、被害者祖母宅に赴き、被害者の親族から、

○ 12月16日に、被疑者が被害者祖母宅の近くにいたのを見かけたので注意し、翌17日も、再び被疑者が被害者祖母宅の近くにいたという話があったので注意した

○ 12月20日に、被疑者が被害者の勤務先の周辺をうろついていた

旨を聴取した。

また、生活安全課員 i は、被害者祖母宅とその付近住宅に設置されている防犯カメラを確認したが、防犯カメラの映像は確認できなかった。

さらに、生活安全課員 i は、被害者の祖母が保存していた、被疑者と思料される男性が被害者祖母宅付近を歩き回る動画を、デジタルカメラで撮影した。その際、生活安全課員 i は、被害者の祖母に対し、動画の撮影日時を確認したが、日時を特定できなかった⁴²。

同日午後3時頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

○ 12月19日、被疑者は被害者に対して「許さない」旨のメッセージを送信している旨を申し立てた。

当該聴取結果については、署長等に報告された。その際、署長は、関係者からよく話を聞くよう及び被害者の携帯電話に繰り返し電話をかけ、その状況を記録化するよう指示した。

当該聴取結果については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

12月26日

（被疑者のうろつき行為の自認【特異情報①】）

12月26日午後0時30分頃、被疑者から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

○ 12月12日、被害者から別れようと言われた

○ 12月12日から同月17日まで、被害者の自宅周辺等をうろついていたが、17日に被害者の親族に注意されて以降、うろついていない

○ 12月19日、被害者に対し「許さない」旨のメッセージを送信した旨を申し立てた。

（特異情報①を受けた臨港署の対応）

特異情報①については、署長等に報告された。その際、署長は、被疑者の供述の裏付けのため防犯カメラの確認を行うよう指示した⁴³。

特異情報①については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

41 本部捜査第一課から本部人身安全対策課への問合せも行われておらず、両課が連携した形跡は認められなかった。

42 このとき、生活安全課員 i は、当該動画は被害者の祖母により撮影されたものではないことを認識したが、実際の撮影者や撮影日時について掘り下げて確認しなかった。その後、4月になって、当該動画は被害者の友人が撮影したものであることを確認し、所要の捜査の結果、動画の撮影日時が令和6年12月12日であることを特定した。

43 当該指示を受け、令和7年1月9日に、被害者祖母宅に設置された防犯カメラの映像について再度確認（令和6年12月24日に確認済み）するも、映像は確認できなかった。

12月24日～同月31日

（被害者の携帯電話の電源断【特異情報②】）

12月24日から同月31日までの間に、生活安全課員は、被害者の携帯電話に複数回電話をかけたが、いずれも電源が切断されたままの状態であった⁴⁴。

令和7年1月7日

（被疑者の自殺企図事案の認知【特異情報③】）

令和7年1月7日午前8時30分頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

○ 1月3日に被疑者が自殺を図った旨、被疑者の親族から聞いた旨を申し立てたことから、生活安全課員 i は、神奈川県川崎警察署から、被疑者の自殺未遂に関する報告書類を入手した。

（特異情報③を受けた臨港署の対応）

特異情報③については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

特異情報③については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

（窓ガラス損壊事案に係る被害届提出要望【要望①】）

同日午後3時頃、被害者の親族の知人から臨港署宛てに電話があり、生活安全課員 d が対応したところ、同知人は、被害者に関する事件の捜査状況と捜査が進んでいない理由を聞きたい旨申し立てた。

同日午後5時30分頃、生活安全課員 d 及び刑事課員 o は、被害者祖母宅に赴き、被害者の親族等から聴取を行ったところ、同人らは、

- 窓ガラス損壊事案（R6.12/22 認知）について、当時、警察官から「ガラス片が室外にあるため、外側から割られた状況は考えにくい」と説明を受けたが、ガラス片が室内にもあった
- 警察が鑑識活動や防犯カメラの確認を行わなかったのは納得できない
- 今日被害届を提出する
- 被疑者が被害者を連れて行き、どこかにかくまっている
- 行方不明事案ではなく事件として対応すべき

旨を申し立てた。

これを受け、生活安全課員 d は、同人らに対し、

- 行方不明事案は事件ではない
- （被疑者と窓ガラス損壊との結びつきについて）何も証拠がない
- 12月22日に指紋等の採取を行わなかったのは職務怠慢ではない
- 被害者祖母宅付近の防犯カメラを確認している

旨を説明した。

その後、被害者祖母宅に臨場した地域課員は、被害者の祖母から窓ガラス損壊事案に係る被害届を受理し、刑事課員 o は、指紋採取等の鑑識活動を実施したが、割れた窓ガラスは既に交換されていた。

⁴⁴ その後も、令和7年3月18日まで、被害者の携帯電話に断続的に何度も電話をかけたが、いずれも電源が切断されたままの状態であった。

（要望①を受けた臨港署の対応）

窓ガラス損壊事案に係る被害届の受理については、刑事課内で情報共有がなされ、c 3 刑事課長まで報告がなされた。

また、当該被害届の受理については、翌朝の当直報告等を通じて署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

（要望①を受けた本部人身安全対策課の対応）

窓ガラス損壊事案に係る被害届を受理したことについて、I 警部に報告された。

報告を受けた I 警部は、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、特段の指導は行わず、C 1 人身安全対策課長にも報告しなかった⁴⁵。

1 月 9 日

（被害者の父親による本部広報県民課への申出【要望②】）

1 月 9 日午前 11 時 30 分頃、被害者の父親から本部広報県民課に電話があり、

- 被害者が被疑者からストーカーの被害に遭っており、現在、行方不明になっているが、臨港署が動いてくれない
- 窓ガラス損壊事案も、警察は「事件性がない」と調べもせず帰ってしまった
- 1 月 7 日に再度警察に連絡したところ、被害届を受理してくれたが、被害者の行方不明については何も動いてくれず、既に殺されているのかもしれないので、臨港署に早く動くよう伝えてほしい

旨の申出を受けた。当該申出は、本部広報県民課において課長まで報告の上、「要望・意見等」として扱われ、同日、臨港署、本部人身安全対策課及び本部捜査第一課に回付された。

（マンション敷地侵入事案に係る被害届提出要望【要望③】）

同日午後 1 時 30 分頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 d が対応したところ、

- 被疑者が被害者姉宅のマンションの敷地に侵入した事案（R6. 10/31 認知）について、被害届を提出したい
- 勝手にマンションの壁を乗り越えており、住居侵入である

旨を申し立てた。

これを受け、生活安全課員 d は、

- マンション敷地侵入事案については、刑事課と事件化について相談する

旨を伝えた⁴⁶。生活安全課員 d は、要望③について b 1 生活安全課長に報告した。

（要望②③を受けた臨港署の対応）

同日、b 1 生活安全課長及び生活安全課員 d は、要望②③を踏まえ、窓ガラス損壊事案及びマンション敷地侵入事案について、c 3 刑事課長及び刑事課員 j に対し、事件捜査としての対応ができないか相談を行った。

45 1 月 9 日、被害者の父親からの本部広報県民課への申出を C 1 人身安全対策課長まで報告した際に、併せて当該被害届の受理についても C 1 人身安全対策課長まで報告した。

46 同日午後 4 時 40 分頃、生活安全課員 d は、被害者の父親に電話をかけ、マンション敷地侵入事案の被害者は、マンション管理者となることから、同人から被害届の提出を受けることとなる旨説明し、被害者の父親は、「マンション敷地侵入事案の事件化が難しいなら、私の家や被害者祖母宅に被疑者が侵入したことについて被害届を出す、そのときは連絡する。」旨申し立てた。

c 3 刑事課長及び刑事課員 j から、

- 窓ガラス損壊事案については、被疑者の犯行であることを示す証拠がないことから事件捜査としての対応は難しい
- マンション敷地侵入事案については、被害者はマンションの管理者となることから、マンションの管理者から被害届が提出されなければ事件捜査としての対応は難しい

旨の説明を受けた。

これを受け、b 1 生活安全課長は、要望②について、c 3 刑事課長の決裁を受けた上で、署長等に報告した。その際、署長等は、行方不明事案として取り扱い中であることから、引き続き適切に対応するよう指示した。要望③については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

要望③については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

(要望②を受けた本部人身安全対策課の対応)

同日、要望②についてC 1 人身安全対策課長まで報告したが、臨港署に対して、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、特段の指導・助言は行わなかった。また、要望②を受けて、本部人身安全対策課と本部捜査第一課が情報共有等をした形跡は認められなかった。

(要望②を受けた本部捜査第一課の対応)

同日、要望②については、L 警視まで報告されたが、臨港署に対して、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、特段の指導・助言は行わなかった。

1 月 10 日

(被害者の友人からの情報提供【特異情報④】)

1 月 10 日午前 11 時頃、生活安全課員 i は、被害者の友人宅に赴き、同人から聴取したところ、

- 12 月 23 日まで、被害者の SNS アカウントとメッセージのやり取りをしていたが、24 日からは一切連絡が取れなくなった
- 被害者がいつもメッセージの語尾に使う癖が、23 日から一切使われていないので、別人になりすましてメッセージを送っていると思う

旨を申し立てた。

(被疑者による自己の SNS 履歴等データ消去の判明【特異情報⑤】)

同日午後 2 時頃、生活安全課員 h 及び i は、被疑者及び被疑者の親族に対し、臨港署への来署を求め、同人らから、被疑者の自殺企図事案等について聴取を行ったが、その際、被疑者の携帯電話の SNS 履歴等のデータが消去されていることを確認したため、その理由についても、併せて被疑者から聴取したところ、被疑者は、

- 死ぬ前にリセットしたかったので携帯電話のデータを消した
- (自殺企図は) 自分が力を入れていた音楽活動が終了してしまったことや、仲の良い友達が死んでしまったことによるもので、被害者のこととは関係ない

旨を申し立てた。

当該申立てを踏まえ、生活安全課員 h は被疑者を追及したが、被疑者は被害者の行方不明事案への関与を否定した。

(特異情報④⑤を受けた臨港署の対応)

特異情報④⑤については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

特異情報④⑤については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

1月11日～15日

（被害者の父親による警視庁に対する申出【要望④】）

1月11日午後1時30分頃、被害者の父親は、警視庁本部の警察官に、

- 12月20日に被害者が行方不明になったが、被疑者に連れ去られたのではないか
- 1月3日に被疑者が自殺を図ったことが判明し、いよいよ被害者の安否が心配になった
- 地元署に何度も相談したが、生活安全課に回され、行方不明者届を取られただけで、相手にしてくれていない感じがする
- 何か良いアドバイスはないか

旨の申出を行った。

要望④については、1月14日に警視庁生活安全部人身安全対策課から本部人身安全対策課に、同月15日に警視庁刑事部捜査第一課から本部捜査第一課に、それぞれ情報提供がなされた。

（要望④を受けた臨港署の対応）

1月14日午後6時30分頃、本部人身安全対策課から臨港署に対して、要望④の内容が伝達され、その際、本部人身安全対策課員から、被害者の行方不明事案の対応状況について問合せを受けた生活安全課員dは、

- 被害者はメールで、家に帰りたくないなど⁴⁷と言っている
- 被害者祖母宅の窓ガラスは内側から外側に割れている

旨を説明した。

要望④については、署長等に報告されたが、署長は、警察の不作為を問われることがないように注意するよう指示した。

（要望④を受けた本部人身安全対策課の対応）

1月15日、本部人身安全対策課内の会議⁴⁸において、同課員らが、要望④とともに、被害者の行方不明事案の経緯の詳細（特異情報①②③④、要望①②③を含む。）について報告したが、C1人身安全対策課長等の幹部から特段の指示はなかった。

また、J警部は、要望④及び被害者の行方不明事案の経緯について、A1生活安全部長に報告したが、A1生活安全部長からの指示はなかった。

（要望④を受けた本部捜査第一課の対応）

1月15日午後3時頃、L警視は、要望④の内容について、旧知の警視庁捜査第一課員から情報提供を受け、M警部を通じて、刑事課員jに対応状況を確認したところ、

- 生活安全課が主体となって対応している
- 被害者祖母宅の窓ガラスについては、内側から外側に割られている

旨の報告を受けた。

L警視及びM警部は、臨港署に対し、積極的・能動的に事実確認を行うことなく、特段の指導は行わず、捜査第一課長及びB1刑事部長への報告も行わなかった。

47 本部人身安全対策課員は、生活安全課員（名前は覚えていない）から「行方不明後、被害者が友人宛てに「家に帰りたくない、働いている店にも行きたくない」旨のメールを送っている」旨説明を受けたと述べている。

一方、生活安全課員dは、本部人身安全対策課への報告内容の詳細について明確に記憶していない旨述べている。

48 C1人身安全対策課長のほか、管理官、課長補佐等が出席して情報共有等を行う会議で、原則毎日開催している。

1月14日

（被疑者の親族からの情報提供【特異情報⑥】）

1月14日正午頃、被疑者の親族から電話があり、生活安全課員dが対応したところ、

- 被疑者が被害者を殺しているかもしれない
- 被疑者は、年末年始一切外出せず、うつのような状態だった
- 被害者のことで、被疑者を厳しく問いただすと、落ち着かない様子だったり、SNS履歴等を削除していたりと、怪しい行動しかない

旨を申し立てた。

（特異情報⑥を受けた臨港署の対応）

特異情報⑥については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

1月15日

（被害者の父親による本部広報県民課に対する申出への対応【要望⑤】）

1月15日午前10時10分頃、本部広報県民課は、被害者の父親の来訪を受け、

- 令和6年12月20日から被害者が行方不明になっているが、臨港署の対応に不満がある
- 窓ガラス損壊事案について、事件性はないと判断された
- 令和6年12月19日に被疑者が被害者に対して「許さない」旨のメッセージを送信していることについても、臨港署は事件性がないと言って対応してくれない
- 被害者の行方不明については事件性があると考えており、生活安全課ではなく刑事課で動いてほしい
- 今後、どのように対応してもらえるのか連絡がほしい

旨の申出を受けた。本件申出は、本部広報県民課において課長まで報告の上、「要望・意見等」として扱われ、同日、臨港署、本部人身安全対策課及び本部捜査第一課に回付された。

（要望⑤を受けた臨港署の対応）

要望⑤については、署長等に報告された。その際、署長は、引き続き適切に対応するよう指示するにとどまった。

（要望⑤を受けた本部人身安全対策課の対応）

I警部は、要望⑤についてC1人身安全対策課長まで報告した。その際、C1人身安全対策課長から特段の指示はなかった。

（要望⑤を受けた本部捜査第一課の対応）

M警部は、要望⑤について刑事課員jに対応状況を確認したところ、

- 生活安全課が主体となって対応している
- 被害者祖母宅の窓ガラスについては、内側から外側に割られている

旨の報告を受け、それをL警視まで報告した。

L警視及びM警部は、臨港署に対して積極的・能動的に事実確認を行うことなく、特段の指導は行わず、捜査第一課長及びB1刑事部長への報告も行わなかった。

（臨港署の対応（被疑者宅裏の空き家の確認））

1月16日午前1時10分頃、b1生活安全課長らは、これまでの発見活動を通じて把握した、被疑

者宅の裏の空き家について、本部人身安全対策課に相談した上で、被害者の所在確認のため、空き家の管理者から預かった鍵で開錠して屋内に入り、屋内の確認を行ったが、被害者の発見には至らなかった。

（本部人身安全対策課の対応（被疑者宅裏の空き家の確認））

b 1 生活安全課長らから、被疑者宅の裏の空き家から、被害者の発見に至らなかった旨の報告を受けた I 警部は、b 1 生活安全課長らに対し、被害者の出入国履歴の確認等、これまで実施できていない調査の実施を指示した。

1 月 17 日

（成人式後の同窓会に被害者が欠席した事実が判明【特異情報⑦】）

1 月 17 日午後 6 時頃、生活安全課員 e 及び g は、被害者の友人と面接し、

- 12 月に被害者から「1 月 13 日の成人式後に開かれる中学校の同窓会の SNS のグループに入れてほしい」旨の連絡があった
- しかし、被害者は同窓会に来なかった

旨を聴取した。

（特異情報⑦を受けた臨港署の対応）

特異情報⑦については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

特異情報⑦については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

1 月 21 日

（臨港署の対応（被害者の父親からの電話【特異情報⑧】））

1 月 21 日午後 4 時 50 分頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 d が対応したところ、

- 被害者の友人が、「被害者から、「12 月 20 日に被疑者がうろついているのを見つけた」旨のメールが届いた」と言っている
- 被疑者は、12 月 17 日以降、被害者の周辺をうろついていないと嘘をついている
- 被疑者が被害者を匿っているか、殺しているかもしれない

旨を申し立てた。

（特異情報⑧を受けた臨港署の対応）

生活安全課員 d は、特異情報⑧について b 1 生活安全課長に報告したが、b 1 生活安全課長からは特段の指示はなく、b 1 生活安全課長は、同情報を署長等に報告しなかった。

特異情報⑧については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

1 月 24 日

（臨港署の対応（被害者の自転車の発見））

1 月 24 日午後 3 時 10 分頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

- 被害者の自転車が発見された
- 付近の防犯カメラを確認すれば、誰が自転車を置いたのか分かるのではないかと

旨を申し立てた。当該聴取結果は署長等に報告され、b 1 生活安全課長ほか 5 名で、被害者の自転車が発見された場所に赴き、付近の防犯カメラを確認したが、録画機能が作動している防犯カメラの発見には至らなかった。

同日、生活安全課員 i は、被害者の自転車を含む放置自転車 3 台を発見し通報した者から聴取したところ、当該通報者は、

- 放置自転車は 3 台あり、うち 2 台は昨年 12 月前から、残り 1 台は 12 月中旬くらいから放置されていた

旨を申し立てた。当該聴取結果については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

2 月 19 日

（臨港署の対応（被害者の父親からの電話と写真の確認【特異情報⑨】））

2 月 19 日午後 2 時頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員 i が対応したところ、

- 12 月 20 日に被害者が被疑者を目撃した際、その状況を写真撮影して、親族に送信しており、その写真を入手した

旨を申し立てたことから、被害者の父親に対し、臨港署への来署を求めた。

同日午後 2 時 30 分頃、被害者の父親が来署し、同人から SNS 履歴に係る資料の提示を受け、

- 12 月 19 日午後 9 時 50 分頃、被害者が、被害者の親族に対して、被疑者と思料される者から被害者宛てに送信された「あいつと付き合うなんて、絶対に許さない」旨のメッセージのスクリーンショットを送信していたこと
- 12 月 20 日午前 7 時頃、被害者が、被害者の親族に対して「被疑者がうろついているのを見つけた」旨のメッセージ及び被疑者と思料される者が自転車に乗車している状況の写真を送信していたこと

を確認した⁴⁹。

（特異情報⑨を受けた臨港署の対応）

生活安全課員 i は、特異情報⑨について b 1 生活安全課長に報告したが、b 1 生活安全課長からは特段の指示はなく、b 1 生活安全課長は、同情報を署長等に報告しなかった。

特異情報⑨については、本部人身安全対策課に報告されなかった。

3 月 12 日

（臨港署の対応（被害者の出入国履歴の照会））

生活安全課員 i は、被害者の出入国履歴の照会を実施したが、同月 24 日、令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 3 月 18 日までの間、被害者の出入国履歴はないことが判明した。

3 月 13 日

（臨港署生活安全課長の交代）

臨港署の生活安全課長が、人事異動により、b 1 生活安全課長から b 2 生活安全課長に交代した。

3 月 25 日

（臨港署の対応①（被疑者のうろつき行為の自認））

3 月 25 日午後 2 時頃、生活安全課員 h は、被疑者に臨港署への来署を求め、事情聴取したところ、

- 12 月 17 日以降、被害者に会いに行っていないと説明したのはうそ
- 最後に被害者に会いに行ったのは 12 月 20 日で、この日は被害者に会えなかった

旨を申し立てた。当該聴取結果については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

49 令和 7 年 4 月 21 日、被害者の親族から、本件について聴取するとともに、SNS 履歴の写真撮影等を実施した。

（臨港署の対応②（被害者の父親からの電話））

同日午後3時頃、被害者の父親から電話があり、生活安全課員hが対応した際、同人から被害者の公開手配について提案したところ、被害者の父親は、

- 被害者の公開手配を希望する

旨を申し立てた。当該聴取結果については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

b 2 生活安全課長は、被害者の公開手配の要否について本部人身安全対策課に相談したところ、

- 行方不明者の公開手配は、自救無能力者や山岳遭難者等の場合に家族負担でチラシを作成するなどして行うもの

- インターネット上に記録がいつまでも残るもの

旨の助言を受けた。

当該助言を受け、翌26日、生活安全課員hは、被害者の父親に電話をかけ、当該助言内容を伝えたところ、被害者の父親は、

- 公開手配がなじまないのは分かった

旨を申し立てた。

4月3日

（臨港署の対応（被害者の親族による被害者通話履歴の提示））

4月3日午後1時30分頃、被害者の親族4人が臨港署に来署したことから、生活安全課員hが対応したところ、被害者の親族らは、12月9日から同月20日にかけて、被害者が臨港署に対して9回電話をした通話履歴を提示するとともに、

- 12月20日午前7時頃に臨港署に電話をかけたのが最後になっているが、記録はあるのか
- これ以外にも数回警察署に電話をしているが、その内容を知りたい
- 窓ガラス損壊事件の連絡がいつまでもこないのはおかしい
- 被疑者はアメリカに逃げようとしているので、アメリカに行かせないようにしてほしい
- 被害者が死んでいたら、臨港署を許さない

旨を申し立てた⁵⁰。

4月8日

（臨港署の対応（被疑者の渡米事実の認知））

4月8日午前10時30分頃、被害者の親族から電話があり、刑事課員が対応したところ、

- 被疑者が国外逃亡したので、犯人に間違いない

旨を申し立てた。

同日午後3時40分頃、生活安全課員hは、被疑者の親族に電話をかけ、事情聴取したところ、

- 被疑者の親族がアメリカに住んでおり、4月2日にそこに行かせた

旨を申し立てた。

当該聴取結果については、署長等に報告されたが、署長から特段の指示はなかった。

50 生活安全課員hは、このとき、被害者の親族から、12月20日の被害者からの臨港署への電話内容について尋ねられ、あくまで記憶の範囲である旨を断った上で、「自転車の件ではないか」旨を説明したと述べているが、被害者の親族は、生活安全課員hから「電話を受けた人間から確認した」と言われたと述べている。

4月9日

（臨港署の対応（告発状の到達及び臨時幹部会議の開催の提案））

4月9日、弁護士から、

- 被害者は令和6年12月20日に行方が分からなくなったが、被疑者が被害者を連れ去り、監禁や殺害をしているおそれがある
- 一刻も早くストーカー規制法違反の捜査や傷害又は殺人の可能性についての捜査をするよう告発する

旨の告発状が臨港署に届いた。

同日、b2生活安全課長は、告発状が届いた事実を、署長等に報告する⁵¹とともに、被害者の行方不明事案の対応の検討を行うため、臨港署内で幹部会議を開催することを提案し、4月11日に開催することが決定した。また、本部人身安全対策課員に対し、令和6年12月16日及び同月20日の被疑者のつきまとい行為等について、ストーカー規制法を適用して事件化を行うことに関する指導・助言を求めた⁵²。

4月11日

（臨港署の対応（臨時幹部会議））

4月11日、署長、a2副署長、b2生活安全課長、c4刑事課長らによる臨時幹部会議を開催し、b2生活安全課長が、被害者の行方不明事案のこれまでの経緯等や、本部人身安全対策課からの指導・助言を踏まえた、ストーカー規制法の適用に関する方針等について説明を行った。その結果、ストーカー規制法違反で被疑者宅の捜査を行うことなどを目的とした、署員10名体制のプロジェクトを立ち上げることとなった。

4月30日

（臨港署の対応（ストーカー規制法違反での被疑者宅の捜査の実施））

4月11日以降、被疑者によるストーカー規制法違反の事実⁵³を特定するために必要な各種捜査を実施し、同月30日、臨港署は、同事実の捜査差押許可状に基づき、被疑者宅の捜査を実施した結果、御遺体を発見した。

当該捜査結果は、A2生活安全部長及びB2刑事部長に報告され、翌5月1日に本部長に報告された。

なお、当該報告により、令和6年12月22日に被害者の行方不明事案等を認知して以降、本事案が刑事部長や本部長に初めて報告された。

51 4月15日、b2生活安全課長は、告発状を提出した弁護士に対し「現時点の告発状では、犯罪事実が特定されていないため、受理することはできない」旨を連絡した。

52 4月11日、本部人身安全対策課から、ストーカー規制法での事件化が可能である旨の回答があった。

53 令和6年12月16日及び同月20日の被疑者のつきまとい行為

(1) 人身安全関連事案（行方不明事案を除く。）の対処要領**ア 事案認知時の対応（三報制）**

行方不明事案以外の人身安全関連事案を認知した場合は、原則として、次のとおり、三報制により、人身安全対策課長（初動対策係経由）に速報する。

（第一報）認知した時点で、判明している事項を電話報告

（第二報）当事者が現場等にいる段階で、初動対応として執る措置及び今後の方針等を電話報告

（第三報）人身安全関連事案初動対応チェック表及び人身安全関連事案速報等を作成し、初動対応の結果を報告

イ 警察署長への速報

アの速報と並行して署長に速報し、必要な指揮を受ける。

ウ 被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）の保護等

被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合は、被害者等を安全な場所に避難させる。

エ 加害者への措置

被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、あらゆる関係法令を適用し、積極的に検挙するなど、加害行為の防止を図る。

刑事事件としての立件が困難であると認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、速やかに加害者に対する口頭指導を行う。

オ 積極的な事件化

被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討する。

カ 継続事案への適切な対応

人身安全関連事案は、事案認知から結了に至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、署長は本部対処体制と緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底する。

複数にわたる相談等がある事案については、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したこと等をもって安易に結了したりすることのないよう、関連のある複数の相談等を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対応する。

キ 報告

継続的に対処している事案について、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合は、三報制により人身安全対策課長（初動対策係経由）に速報する。

ク 結了の判断

継続的に対処している事案において、

- ① 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案
- ② 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対処を求めている事案のいずれかに該当するものは、被害者等に対して、警察の対応を終了する旨を説明し、理解を得た上で、人身安全対策課長の指導・助言を受け、署長において結了の適否を判断する¹。

(2) 行方不明事案の対処要領

ア 行方不明者届の受理

行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する署長は、然るべき者から行方不明者届があった場合は、当該行方不明者届を受理する。

イ 行方不明者に係る事項の報告

署長は、行方不明者届を受理したときは、速やかに、受理票に基づき本部長に報告する。

当該報告を受けた人身安全対策課長は、特異行方不明者²該当性の判断や行方不明者発見活動等について、署長に対し、必要な指導・助言を行う。

ウ 特異行方不明者の判定

行方不明者届を受理した署長（以下「受理署長」という。）は、特異行方不明者の判定を行うに当たっては、警察署の取扱責任者（生活安全課長）から当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについての意見を聴くとともに、行方不明者届を受理した後に取得した情報、調査結果、発見活動を通じて得られた情報等を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するか否かを判定する。

1 県通達Aでは上記のとおりであるが、実際には、上記要件に明らかに該当すると署長が判断した場合は、本部人身安全対策課の指導・助言を受けずに署長の判断のみで事案結了の判断を行うことができる運用となっていた。

2 特異行方不明者の分類は以下のとおり（行方不明者発見活動規則第2条第2項）。

- ① 殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者
- ② 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者
- ③ 行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者
- ④ 遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者
- ⑤ 精神障害の状態にあること、危険物を携帯していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者
- ⑥ 病人、高齢者、年少者その他の者であって、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの

また、受理署長は、行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき等³は、速やかに、本部長に報告する。

エ 一般的な行方不明者の発見活動

職員は、警察活動を通じた行方不明者の発見活動を通じ、受理署長は、行方不明者に係る資料の公表、届出人に対する連絡、鑑識課長への連絡及び調査、迷い人についての確認等を通じ、行方不明者の発見活動に努める。

オ 特異行方不明者の発見活動

受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確にとるとともに、届出人その他関係者と適時連絡をとるよう努める。探索に当たっては、早期発見を念頭に迅速な活動を開始するとともに、事案の内容によって、職員の招集、本部の関係所属との連携その他探索に必要な措置を講ずる。

カ 行方不明者発見時の措置

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき等⁴は、速やかに本部長に報告する。

3 特異行方不明者に該当すると判定した者がその後これに該当しないと判定したとき

4 その他行方不明者に係る記録を保管する必要がなくなったと認めるとき

(3) 本部長への報告

ア 人身安全関連事案（行方不明事案を除く。）

社会的反響が大きい又は特に重要と認められるものについては、人身安全対策課長、生活安全部長を経て本部長に報告することとされ⁵、本部長への報告の要否は、生活安全部長又は人身安全対策課長が判断することとされている⁶。

イ 行方不明事案

(2)のとおり、署長は、行方不明者届を受理したとき、行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき等は、速やかに、本部長に報告することとされている。

ただし、本部長報告事案のうち、特異行方不明者をはじめとする特異又は重要な行方不明者等に関する事務は生活安全部長までの報告⁷、その他の行方不明者等に関する事務は人身安全対策課長までの報告で足りるとされており⁸、生活安全部長又は人身安全対策課長が本部長への報告の要否を判断することとされている⁹。

また、上記にかかわらず、

- 凶悪事件の被害者になるおそれがある特異行方不明者届出事案
 - 社会的反響が大きいと認められる知名士等の行方不明者届出事案
- については、例外なく本部長への報告を行うこととされている¹⁰。

以上のように、本部長への報告を行うべき事案の種類の整理が、分かりにくいものとなっていた。

5 処務規程第63条及び第65条

6 決裁規程第10条

7 決裁規程第11条に基づき、特異又は重要な行方不明者等の手配及び保護に関する事務は、生活安全部長が専決することとされている。

8 決裁規程第12条に基づき、その他の行方不明者等の手配及び保護に関する事務は、人身安全対策課長が専決することとされている。

9 決裁規程第10条

10 処務規程第63条